【資料２－１】

第５次飯能市障害者計画 令和７年度 実施計画・実績報告

基本目標	施策	取組	ページ
１．福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上 ……	３	７	P1
２．障害者差別の解消と権利擁護の推進 ……	６	12	P3
３．地域の相談支援体制と生活支援の充実 ……	６	14	P14
４．共に学び育つ保育・療育・教育の充実 ……	３	11	P18
５．保健・医療の充実 ……	７	19	P20
６．多様な就労への支援 ……	２	６	P24
７．文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援	２	５	P25
８．安心・安全で住みよいまちづくりの推進 ……	３	７	P26

評価方法について（自己評価）
Ａ：実施計画を上回る実績となった。
Ｂ：実施計画どおりに行えた。
Ｃ：実施計画の一部を行った。
Ｄ：実施計画どおりに行えなかった

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
1 福祉意識の醸成と 地域の福祉力の向上				
1 交流機会の充実による福祉意識の醸成				
1（重点） こころのバリアフリーの推進				
	秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 ≪事業内容≫ 新年を機に、市議会議員、市内各団体の代表者、障害者団体、一般市民の方が一堂に集まる機会（希望者はだれでも参加可能）を設け、交流機会の充実を図る。 また、日頃の市政への協力に対して感謝を伝えるとととともに今後の市政運営への理解と協力をお願いする。	令和8年1月7日(水)に、新年祝賀会「おめでとう飯能」を開催した。市内各団体の代表者や市議会議員、一般市民の方にお集まりいただき、日頃の市政への協力に対する感謝の意を伝えることができたと認識している。	B
	自治振興課	講演会やイベントの告知においては、電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記するなど、障害のある方への合理的配慮に努める。	講演会やイベントの告知においては、電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記し、電子申請での申込を可能とするなど、障害のある方への合理的配慮を行った。	B
	精明地区行政センター	わかりやすい言葉でゆっくり話すなど、障害のある方に対してやさしい窓口応対をする。	わかりやすい言葉でゆっくり話すなど、障害のある方に対してやさしい窓口応対をした。	B
	吾野地区行政センター	相手の状況に合わせた応対の仕方（ゆっくり大きな声で話す・わかりやすい表現で説明する等）に努める。	相手の状況に合わせて大きな声で話すなどの応対に努めた。	B
	東吾野地区行政センター	館内に障害理解に関する啓発ポスター等を掲示し、心のバリアフリーを推進する。	館内に関連ポスター及びチラシを掲示し、利用者に啓発した。	B
	原市場地区行政センター	立ち寄りやすい開かれた行政センターを心がける。	談話室について、誰でもいつでもご利用いただける環境として開放している。	B
	名栗地区行政センター	障害理解に関する啓発ポスター等を館内に掲示し、福祉意識の醸成を図る。	障害理解に関する啓発ポスター等を館内に掲示し、福祉意識の醸成を図った。	B
	障害福祉課	多様な障害特性の理解を図るため、リーフレットを作成し、市民の障害理解の推進を図る。	・リーフレットを作成し、12月1日号広報「はんのう」と同時配付及び市ホームページに掲載した。作成にあたり、飯能市聴覚障害者の会を始め、関係団体にも協力していただいた。 ・手話の日に合わせた割岩橋のライトアップ、「東京デフリンピック2026」の啓発活動や「トントゥ フェスティバル2025」に協力した。	B
2 イベント等による交流				
	秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 ≪事業内容≫ 新年を機に、市議会議員、市内各団体の代表者、障害者団体、一般市民の方が一堂に集まる機会（希望者はだれでも参加可能）を設け、交流機会の充実を図る。 また、日頃の市政への協力に対して感謝を伝えるとととともに今後の市政運営への理解と協力をお願いする。	令和8年1月7日(水)に、新年祝賀会「おめでとう飯能」を開催した。市内各団体の代表者や市議会議員、一般市民の方にお集まりいただき、日頃の市政への協力に対する感謝の意を伝えることができたと認識している。	B
	環境緑水課	環境緑水課で実施するイベント等にて、障害のある方が参加しやすいよう配慮しつつ、幅広い世代の方が参加できる展示や体験コーナーを設置することで交流機会の充実を図る。	市が共催で行っているイベント「環境フェスタ」にて、通路やイベントスペースを広めに確保し、車いすの方など障害のある方でも参加しやすい環境をつくった。また、大人からこどもまで楽しめる展示や体験コーナーを設置し、交流機会を充実させた。	B
	精明地区行政センター	夏休みに小学生を対象とした木工教室の開催において、社会福祉施設から講師を依頼する。	講師と日程等の調整がつかず、木工教室を開催できなかった。	C
	東吾野地区行政センター	障害のある方が参加する場合は、支障がないようできるだけ運営・設営に配慮する。	各事業において、机の配置や車いすの準備等配慮した。	B
	原市場地区行政センター	老若男女を問わない地域交流を目指した講座を開催する。	モルック大会やじゃがいも掘りなど、老若男女問わず参加できるイベントを開催できた。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかけ交流する。	地区文化祭で、太行路に利用者の作品展示を呼びかけ、９日間展示した。また、入所者にも見学に来てもらった。	B
	障害福祉課	障害のある方等の参加、イベントへの手話通訳等の派遣、実行委員会等への障害のある方の参画を進める。	・緊急財政対策における説明会など各課が実施する説明会、講演会、各種イベント時の手話通訳の派遣を行った。併せて、イベントのうち、精神保健福祉フォーラムにおいては、障害のある方が自ら企画運営に携わった。 ・令和8年4月から高次脳機能障害者支援法が施行されることに合わせて、高次脳機能障害のある方が企画したパフォーマンスを実施した。また、精神保健福祉フォーラムにおいては、障害のある人が自ら企画運営に加え、当日の司会進行等も協力いただいた。 ・トントゥ フェスティバルなど、障害のある方が参加するイベントに協力した。	B
2　幼い頃から障害のある方等と交流し、障害 を正しく理解できる環境づくり				
3　幼い頃からの交流機会の提供				
	保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つぼみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。	・公立保育所において28名の加配保育士を配置し、48名の配慮の必要なこどもを受け入れた。 ・つぼみ園児2名が公立保育所体験を利用し、延べ10回の体験を通じ、交流を行った。	B
	障害福祉課	・つぼみ園在園児で、次年度に就園を検討している家庭には、関係機関と連携しながら、保育所・幼稚園・入所相談等、スムーズな入園となるように情報提供を行う。 ・園庭開放や保育所体験（集団の経験のない年長児のみ）等通し、交流の場を提供する。	・保育所入所を検討している保護者に入所相談を勧めた。保育課と共に加配保育士の配置などを検討して4名の就園につながり、就園までの保護者の不安・相談に寄り添った。 ・園庭開放には行けなかったが、2組の親子が保育所体験で合わせて10回利用し保育園児との交流を深めた。	B
4　小・中学校における多様な福祉教育の推進				
	学校教育課	各小中学校が作成する年間の教育課程に福祉教育を明確に位置づけ、福祉教育の理解促進を図る。	各小中学校が作成する年間の教育課程に福祉教育を明確に位置づけ、社会福祉協議会等との連携を図り、福祉教育の理解促進を図った。	B
	障害福祉課	障害者支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）によりインクルーシブ教育の実施に向けた課題について協議する。	自立支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）の障害児支援・教育との連携部会を5回/年開催し、学校、教育センター、保育所等訪問支援事業を含む障害児通所支援事業所等、関係機関の参画により、地域における障害児支援について協議を行い地域課題を抽出した。	B
3　地域の福祉力の向上				
5　地域の福祉活動団体との連携				
	地域福祉課	民生委員・児童委員、地域福祉推進組織等との連携を図り、継続的な活動を支援する。	・障害福祉部会では、７月31日に「障害のある方への理解」と題し研修会を開催し、様々な障害についての理解や認識を深めた。 ・10月21日に「第31回飯能市福祉スポーツ大会」の見学及び福祉スポーツを体験し、障害のある方への理解や配慮等の認識を深めた。	B
	吾野地区行政センター	ふくしの森ステーションあがの等の団体と連携し、障害者等が参加しやすい地域活動を目指す。	ふくしの森ステーションあがの等の団体の活動拠点として、活動場所の提供を行った。	B
	名栗地区行政センター	地域の民児協や自治会、なぐり広場などの組織において、福祉事業を中心に広く地域のつながりを持ち、連携協力していく。	民生委員と自治会長との連携強化のため懇談会を実施した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	障害福祉課	各地の地域福祉推進組織等に、障害のある方が参加できるよう後方支援を行う。	・各地の地域福祉推進組織等にて実施するサロン活動に、障害のある方が参加できるよう社会福祉協議会のCSWとともに支援した。 ・身体障害者福祉センターの運営について意見交換を行い、手話講習会の拡充や手話サロンへの協力について調整した。 ・飯能市民生委員児童委員協議会の障害福祉部会の研修に課の職員が協力した。	B
6 ボランティアの活躍の場の提供				
	地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。	社会福祉協議会への財政的支援等により、ボランティアセンター運営の支援を行った。	B
	障害福祉課	社会福祉協議会に働きかけを行うとともに、ボランティア団体の周知を図る。	・手話サークル、音読ボランティア、点訳ボランティアの活動についてリーフレットで活動内容を紹介した。 ・手話奉仕員養成講座を修了した方が、継続的に手話を学べるように飯能市社会福祉協議会と調整を行った。	B
7 障害のある方等が主体の地域活動、ボランティア活動への支援				
	地域福祉課	社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営を支援する。	社会福協議会への財政的支援等により、ボランティアセンター運営の支援を行った。	B
	加治東地区行政センター	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図り支援する。	阿須フレンドワーク実施の牛乳パック回収に協力し、コミュニケーションを図り支援した。	B
	障害福祉課	地域活動支援センターが交流事業を障害福祉サービス提供事業所等と連携しながら実施する。また、連携する事業所の幅を広げる。	・地域活動支援センターと飯能市手をつなぐ育成会が、交流事業として障害福祉サービス提供事業所の利用者も参加し、ハンドメイドの事業を定期的に実施した。 ・ピアサポート団体が看護専門学校に出張し、当事者の啓発活動を実施した。	B
2 障害者差別の解消と権利擁護の推進				
1 障害者差別解消の取組の推進				
8(新規) 障害者差別解消協議会の設置、情報の集約と協議				
	障害福祉課	事例の収集を行い集約する。差別解消協議会について、関係団体の意見等をヒアリングする。	埼玉県との共催事業として、事業者向けの差別解消に関する研修会を11月19日に開催し、関係団体との意見交換を行う。	B
9(新規) 市内企業等に対する合理的配慮義務に関する普及啓発				
	契約検査課	市内企業等において、合理的配慮がなされているか注視し、必要があれば障害福祉課のHPを案内する。	合理的配慮がなされているか注視し、必要があれば障害福祉課のHPを案内した。	B
	産業振興課	障害福祉課や飯能商工会議所と連携を取り、合理的配慮義務に関する普及啓発を行う。	飯能商工会議所を通じて、合理的配慮に関する普及啓発を行った。	C
	障害福祉課	市ホームページ及び、「手話言語・意思疎通条例」のリーフレットで周知を行う。	市ホームページ及び、「手話言語・意思疎通条例」のリーフレットで周知を図った。市に通報があった３件の差別解消事案について関係先と調整を行った。	B
10 市職員等の障害者差別解消法の更なる理解の促進				
	職員課	・差別解消、権利擁護に関する職員研修を実施する。 ・飯能市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく全庁的な取組、合理的配慮の提供を前提とした事業の実施による市民サービスの向上を図る。	・新規採用職員に対し、飯能市の人権問題への取組について、研修会を行った。（受講者34人） ・障害者差別解消法職員対応要領の理解を深めるため、研修会を実施した。（全職員　対象）	B
	障害福祉課	職員課と共催し職員研修を実施する。	職員課との共催にて人権研修を実施した。	B
2 権利擁護に関する取組の推進				
11（重点） 「誰もがお互いを尊重し合う社会」の実現に向けた啓発活動				
	企画課	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行う。	「人権尊重社会を目指す県民運動」協賛事業として、障害の有無等に関わらず災害の当事者となる一人ひとりのニーズや多様な視点に配慮した自助・共助の実践をテーマに、人権啓発講演会を2月に開催し、48名の参加を得た。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	自治振興課	男女共同参画週間に合わせ、展示や映画会などの事業を実施する。	市民活動センター、図書館で展示を行うとともに、図書館との共催で映画会を開催し、延べ210名の参加があった。	B
	観光・エコツーリズム課	聴覚障害者の方が参加しやすくなるように、飯能まつり等のイベントで手話通訳者を配置する。	令和7年度飯能まつりのオープニングセレモニーに手話通訳者を配置した。	B
	美杉台地区行政センター	関係チラシ、ポスターを積極的に配架、掲示する。	各種チラシ、ポスターを見やすいように配架・掲示した。	B
	吾野地区行政センター	権利擁護に関するポスターやチラシの配架を行う。	権利擁護に関するポスターの掲示やチラシの配架を行った。	B
	東吾野地区行政センター	館内に権利擁護に関する啓発ポスター等を掲示し、差別解消と権利擁護を推進する。	館内に関連ポスター及びチラシを掲示し、利用者に啓発した。	B
	障害福祉課	障害当事者による啓発活動を実施し、理解促進を図る。	・精神保健福祉フォーラムを開催し、当事者によるライブペインティングや体験発表を行い、市民の障害への理解促進を図った。 ・障害者週間に合わせて、アート展を1週間程度、図書館において関連図書の展示を開催し、障害の理解促進・啓発を図った。	B
12	権利擁護のための取組			
	企画課	障害者を含む全ての方の心のバリアフリーを推進するため、「人権尊重社会も目指す県民運動強化月間」ならびに「人権尊重社会も目指す県民運動強化週間」について、広報はんのう・市ホームページ・講演会等による啓発を行う。	「人権尊重社会を目指す県民運動」協賛事業として、障害の有無等に関わらず災害の当事者となる一人ひとりのニーズや多様な視点に配慮した自助・共助の実践をテーマに、人権啓発講演会を2月に開催し、48名の参加を得た。	B
	地域福祉課	権利擁護に関する周知・啓発を行う。	・毎月開催している民生委員の地区会長会で、成年後見制度の周知・啓発を行った。 ・社会を明るくする運動として、毎年7月に各公民館へ啓発品の配布、飯能夏祭りにて観光客へ同様の啓発品の配布を行った。	B
	介護福祉課	消費者被害等防止対策の推進について地域包括支援センターと連携し、普及啓発を行う。	地域包括支援センターの権利擁護施策の推進として、消費者被害等防止のための研修や普及啓発を行った。	B
	こども支援課	こどもの権利擁護のため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。	・要保護児童の早期発見と適切な保護、また要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催して関係機関、庁内各課と情報交換、支援の内容についての協議を行った。（実務者会議奇数月６回、個別ケース検討会議偶数月６回） ・児童福祉司等による専門的な判断、指導を要するケースや一時保護が必要なケースについては、所沢児童相談所に送致した。	B
	選挙管理委員会	・車イス利用者等のために投票所の入口にスロープを設置したり、投票所係員が移動の補助をしたりなど投票しやすい環境づくりを行う。 ・口頭による申出が困難であったり、苦手である方が、投票所の係員に対応してほしい内容を伝えるため、事前に内容を記入して提示できるようにする「投票支援カード」をHP等で常時配布するとともに、対応してほしいことを指差しで伝えることができるようにするコミュニケーションボードを投票所に用意する。 ・障害がある方の投票の補助のために、滑り止めシート、拡大鏡、車イス等を投票所に備え付ける。 ・事務従事者への説明会において、意思疎通を図る方法を確認する際に、相手に寄り添った対応をするよう指導を徹底する。	令和７年度に執行した選挙において ・投票所に段差がある場所はスロープを設置した。投票所係員が車イス利用者等の移動を補助した。 ・社会福祉協議会の協力を得て、車イスの来場者が想定される投票所（10か所）に車イスの配備を行った。 ・投票支援カードは、HPへ常時掲載するとともに、投票所内でも必要に応じて配布できるよう準備した。 ・投票補助具として、指差しで意思を表示するためのコミュニケーションボードのほか、拡大鏡、滑り止めシート、点字器、杖ホルダーを全ての投票所に配備した。 ・事務従事者説明会で、事例を交えながら、相手に寄り添った対応の指導を行った。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	飯能中央地区行政センター	「人権セミナー」を開催し、地域住民の学習機会を創出する。	・人権に関する図書館資料展示を全公民館及び企画課、図書館、生涯学習課の共催で開催した。 ・災害時における人権への配慮等をテーマに、人権教育研修会を生涯学習課、第二区公民館の共催で開催した。	B
	東吾野地区行政センター	人権教育研修会を開催し、差別解消と権利擁護を推進する。	人権セミナー（16名）を実施し、裁判傍聴にて人権意識を高めた。	B
	障害福祉課	障害福祉審議会、障害者支援協議会等により権利擁護にかかる取組について協議し啓発事業等を実施する。	・障害者団体及び家族会との協働により、家族支援事業を実施し、障害のある方及び家族向けの啓発活動を実施した。 ・令和７年度より市長申し立て以外の報酬助成と申立費用の助成を開始した。	B
3　情報の保障・支援の充実				
13（重点）　情報提供の充実・意思疎通支援の充実				
	秘書室	新年祝賀式「おめでとう飯能」の開催 ≪事業内容≫ 聴覚障害者に配慮し、手話通訳者を配置する。	開催当日、手話通訳者を配置し、合理的配慮に努めた。	B
	企画課	広報紙や通知等において、わかりやすい表現による情報提供を行う。問合せについても電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを掲載する。	・人権啓発講演会チラシの作成に当たって、講師と綿密に調整し、分かりやすい紙面づくりを心がけた。 ・広報紙の問合せ先に電話番号・FAX番号・E-mailアドレスを掲載した。	B
	広報情報課	・広報はんのうについて音訳ボランティア「ひびき」の協力により「声の広報」のCD(DAISY方式)を作成し、視覚障害のある方に貸し出しを実施する。 ・ホームページ上では広報はんのうの記事および声の広報はんのうのデータについて、アクセシビリティガイドラインを遵守して公開する。	・「広報はんのう」について、音訳ボランティア「ひびき」の協力により「声の広報」のCD(DAISY方式)を作成し、視覚障害のある方に貸し出しを実施した。 ・ホームページで公開する際には、音声読み上げサービス・アプリで「声の広報」音声データにアクセスできるように、アクセシビリティガイドラインに準じたページづくりを実施した。	B
	庶務課	障害者福祉や障害者差別に関する内容を、朝礼等で取り上げ、職員の障害者福祉や障害者差別についての理解を深める。	障害者福祉や障害者差別に関する内容を、朝礼等で取り上げ、職員が障害者福祉や障害者差別について理解を深めた。	B
	職員課	市民、職員等の対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	情報提供については、多様な方法で周知するとともに、見やすい、わかりやすい表現とした。	B
	契約検査課	身振り・手振り・筆談等を活用し、意思疎通が図れるよう努める。	身振り・手振り・筆談等を活用し、意思疎通が図れるよう努めた。	B
	財政課	障害のある方等が市の予算や決算、財政状況等に関する情報を得る機会を確保するため、表現等を工夫しわかりやすい内容にして「広報はんのう」及び市のホームページに財政状況等を掲載する。	・「広報はんのう」及び市のホームページにて、財政事情を公表した。用語の説明を加えたり、グラフを適宜利用して図示するなど、見やすくなるような工夫を行った。 ・「飯能市緊急財政対策の取組に関する説明会」における各地区行政センター開催分（全13回中3回）において、手話通訳派遣制度を利用することで、コミュニケーションの充実を図った。	B
	資産経営課	受付業務委託内での障害のある方との意思疎通を円滑に行うため、難聴者の方にはゆっくりはっきりと話したり、筆談やコミュニケーションボードなど目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う。	受付業務委託において、筆談やコミュニケーションボード、庁舎のレイアウト図等を用いて、障害のある方との意思疎通ができるよう準備した。	B
	市民税課	窓口にリーディンググラスを設置する。また、耳の不自由な方は、耳が不自由である旨を窓口で身振り手振りで伝えることが多いため、気が付いた際に、職員がメモ帳等を窓口に持参する等、筆談で窓口折衝を行えるよう準備する。	窓口においては、リーディンググラスの設置や筆談対応など、障害特性に応じた合理的配慮を実施した。これにより、利用者が自立して手続きを行える環境を整備するとともに、不安の軽減と正確な意思疎通を確保した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	資産税課	窓口業務において、遠隔手話サービスや筆談、コミュニケーション支援ボードを活用しわかりやすい説明、障害の特性に応じた対応を行う。	障害の有無に関わらず、相手の立場に合わせ書類等を掲示し、分かりやすい説明ができた。	B
	収税課	窓口対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	窓口対応において、遠隔手話サービス、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行った。	B
	自治振興課	年代や目的に合わせた情報の取得手段や発信内容について検討し、情報の発信に努める。	情報の発信について、年代や目的に合わせた情報の取得手段や発信内容について検討し、やさしい日本語での表現を心掛け、情報発信に努めた。	B
	市民課	聴覚障害者には手話通訳サービスを利用できるタブレットを窓口に備え付ける等、希望に応じて対応する。	聴覚障害のある方には、手話通訳サービスを利用できるタブレットを窓口に備え付ける等、希望に応じて対応した。	B
	生活安全課	広報、ＨＰ等について、市民の誰でもわかりやすい構成や内容で情報発信するように努める。	毎月、市内及び全国的に相談の多い事例や防犯情報を広報、HPに掲載した。内容については難しい表現は使用せず、誰にでもわかりやすい内容の記事を掲載し情報提供を行った。	B
	交通政策課	窓口において、コミュニケーション支援ボードや経路マップ・時刻表等を用いながら多様な意思疎通手段で対応する。	窓口にコミュニケーション支援ボードを配架し、公共交通マップや飯能市乗合ワゴンの経路・時刻表と併せて多様な意思疎通手段に対応できるよう努めた。	B
	市民会館	障害のある方の状況に応じて筆談、身振り手振り等により対応する。	障害のある方の状況に応じて、筆談、身振り手振り等により対応した。	B
	産業振興課	「コミュニケーション支援ボード」を窓口に設置し、柔軟な意思疎通が図れるようにする。	「コミュニケーション支援ボード」を窓口に設置し、柔軟な意思疎通が図れる体制をとった。	B
	環境緑水課	・広報やホームページ等の多様な媒体を活用することや平易な表現を使用したり、文字にルビを併記することで、誰もがわかりやすい表現で情報を提供する。 ・窓口対応は、相手のペースに合わせて話し、場合によっては筆談を行う。	・実施したイベント等は、多様な媒体（広報、ホームページ、ＳＮＳ等）を活用し情報提供を行い、平易な表現の使用や、文字にルビを併記することで、誰もがわかりやすい表現にした。また、関係者にも情報提供を依頼し、多くの方に周知を図った。 ・窓口対応は、相手のペースに合わせて話し、場合によっては筆談を行った。	B
	クリーンセンター	・窓口対応において、筆談やわかりやすい説明（手振り身振り）などにより、障害の特性に応じた対応を行う。 ・ベトナム語のごみ分別表を作成する。	筆談やイラスト図などを使用しながら身振り手振りで説明するなど、障害の特性に応じた対応を行った。	B
	農業振興課	・多様な媒体（広報、ホームページ等）を活用し、情報を提供する。 ・窓口対応の際には、遠隔手話サービスや筆談、わかりやすい説明等、障害の特性に応じた対応を行う。	・主に広報やホームページを活用し、最新の情報を発信した。 ・窓口対応の際には、相手の状況に合わせ、筆談や絵図等を用いて分かりやすい説明を行うよう心がけた。	B
	森林づくり課	・窓口対応において、相手に応じたわかりやすい言葉を使用し、状況により筆談などを行う。 ・ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し情報発信する。	・窓口対応において、相手に応じてわかりやすい言葉を使用し、状況により筆談などを行った。 ・ホームページやSNS等の多様な媒体を活用し情報を発信した。	B
	地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。	「はんのうふくしの森マップ」サイトについて、社会福祉協議会と連携し、掲載情報を81件追加した。	B
	こども支援課	・各種手続きや相談の際に、相談者の特性に応じて、ポケトークやプラスヴォイス（障害福祉課から借用）を活用し、外国語や手話等わかりやすい方法で対応する。 ・子育てガイドブックや各種資料を活用し、丁寧にわかりやすい説明や情報提供を心掛ける。 ・こども計画（こども版）を作成し、こども・若者に対し理解しやすい言葉で施策の周知を図る。	・市民からの問い合わせや相談の際に、子育てガイドブックや関係資料を活用し、情報提供を行った。 ・こども計画（こども版）の作成を行い、市ホームページへ掲載すると伴に、小・中学校の児童、生徒へタブレット配信を実施した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	保育課	保育業務支援システムCoDMON（コドモン）を利用して、保護者への情報配信を行う。	保育業務支援システムCoDMON（コドモン）を利用して、日常の子どもたちの様子や連絡事項等、保護者への情報配信を行った。	B
	保険年金課	筆談や身振り手振りでわかりやすい表現で対応し、伝わりやすい窓口対応をしていく。	筆談や身振り手振りでわかりやすい表現で対応し、伝わりやすい窓口対応を行った。	B
	医療管理課	相手を尊重し、話しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、わかりやすい言葉や表現での説明を心掛け、障害の特性に応じた対応を行う。	・相手を尊重し、話しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、わかりやすい言葉や表現で説明した。 ・メールで意思疎通を図ったり、メモを残すなど配慮を行った。	B
	保健センター	・広報や市のホームページ、チラシ等を用いることで、幅広い世代への周知を行う。 ・窓口では、遠隔手話サービスや筆談を用いることで、意思疎通ができるよう対応を行う。	・広報や市のホームページ、チラシ等を用いることで、幅広い世代への周知を行った。 ・窓口では、遠隔手話サービスや筆談を用いることで、意思疎通ができるよう対応を行った。	B
	建設管理課	・道路や橋りょうの通行情報等をホームページでお知らせする際に、簡潔でわかりやすい説明とともに、地図や写真も掲載し、視覚的にもわかりやすい情報提供を行う。 また、窓口対応においては、筆談等を用いて障害の特性に応じたわかりやすい説明を行う。	・道路、橋りょうの通行情報等をホームページ等でお知らせする際には、簡潔でわかりやすい説明とともに、地図や写真も掲載して視覚的にもわかりやすい情報提供を行うことができた。	B
	建築課	・窓口対応や問合せにおいて、筆談、わかりやすい説明、身振り・手振り等による障害の特性に応じた対応を行う。 ・ホームページや補助金、無料耐震相談会の案内資料は、専門用語を避けて平易な文章で作成し、図解なども活用して、情報が誰にでもすぐに伝わるように意識する。	・窓口や問合せに対し、筆談や平易な表現、身振り・手振りを用いて、障害の特性に応じた丁寧な案内を継続した。 ・補助金や耐震相談会の案内、HP等において、専門用語を排除し図解を活用することで、誰にでも伝わる情報発信を行った。	B
	区画整理課	窓口対応において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	窓口にコミュニケーション支援ボード等を設置するとともに、図面等を用いながら、相手に応じて伝わりやすい方法で説明するよう努めた。	B
	教育総務課	窓口対応の際、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、相手の方のこころに寄り添い、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行う。	窓口対応の際、障害のある方からの配慮を求める意思の表明はなかったが、対応に時間を必要とする場合は、受付窓口の椅子にご案内する等、相手の方に配慮した対応を心がけた。	B
	生涯学習課	窓口対応や各種事業において、筆談、わかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	各種事業において、手話通訳者の配置や、障害のある方が来場された際、出入口の近くの席に案内するなど、障害の特性に応じ丁寧に対応した。	B
	スポーツ課	・開催する各種イベントについて、募集要項、開催のお知らせをホームページに掲載する際、問い合わせ先に、電話番号だけでなく、メールアドレス、FAX番号、二次元コードを併記し、情報提供の充実化を図る。 ・飯能新緑ツーデーマーチにおいて、聴覚障害のある方が会場案内を訪れることを想定し、飯能市手話サークルによる手話案内を実施する。	・奥むさし中学校駅伝競走大会において、電子申請サービスの活用により更なる情報提供の充実化を図った。 ・飯能新緑ツーデーマーチにおいて、飯能市手話サークルによる手話案内を実施し、意思疎通支援の充実を促進させた。	B
	図書館	・「飯能市音訳ボランティアひびき」を養成し、図書館の障害者サービスの更なる向上に努める。 ・令和7年度は音訳者養成講座の第一回目に、図書館の利用に困難のある方について理解を深める目的の講演会を図書館関係者の他、学校関係者を対象にして行う。	・令和7年9月23日に令和7年度講演会「声をつなげて～音訳が広げる読書バリアフリー～」と題し、埼玉県立久喜図書館から講師を招いて講演会を開催した。参加人数は30名であった。 ・令和7年10月2日から11月6日にかけて、全6回の音訳者養成講座（入門）を開催した。参加者はのべ90名であった。	A
	博物館	筆談での窓口対応を可能にするため、受付にホワイトボードを設置する。	受付に筆談用のホワイトボードを設置し、耳マークを掲示した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	会計課	窓口にコミュニケーションボードを設置し、相手の状況に合わせて、意思疎通を図る	コミュニケーションボードを設置し、相手の状況に応じて案内することができた。	B
	議会総務課	・希望により議会傍聴に手話通訳者を派遣する。 ・車椅子対応の傍聴席を提供する。 ・議会だよりの音声版CDを作成し、障害福祉課を通じて配付する。	・車椅子対応の傍聴席を提供した。 ・年4回（5月、8月、11月、2月）議会だよりの音声版CDを作成し、障害福祉課を通じて配付した。	B
	監査委員事務局	様々な特性を持った方に対して、平易な表現やジェスチャーを用いて説明する。	耳や目が不自由な方に対して、ジェスチャーや声に抑揚をつけて説明した。	B
	水道業務課	・ホームページ等で情報を発信するときは、問い合わせ先に電話番号のほか、メールアドレスやファックス番号の記載を行い、会話に頼らない方法を実施する。 ・窓口業務において、状況に応じ筆談の対応やコミュニケーション支援ボードを活用し、意思疎通を図る。	・ホームページ等で情報を発信するときは、問い合わせ先に電話番号のほか、メールアドレスやファックス番号の記載を行い、会話に頼らない方法を実施した。 ・窓口業務において、状況に応じ筆談の対応やコミュニケーション支援ボードを活用し、意思疎通を図った。	B
	水道工務課	窓口対応において、筆談やわかりやすい説明等による障害の特性に応じた対応を行う。	窓口対応にて端末の画面で管網図を示す等、視覚で捉えやすい情報提供を行った。	B
	選挙管理委員会	・視覚に障害があり紙面の選挙公報では候補者情報の取得が困難な方のために、視覚に頼らない選挙公報音訳版の作成に向けて、朗読ボランティア「ひびき」の協力を得て、音声版選挙公報を発行する。 ・全ての投票所において、点字による候補者氏名等掲示と点字器を配備する。	令和７年度に執行した選挙において ・朗読ボランティア「ひびき」の協力を得て、音声版選挙公報を発行した。 ・全ての投票所において、点字による候補者氏名等掲示と点字器を配備した。	B
	富士見地区行政センター	来所者の状況に合わせて、筆談、身振りや手振り等で対応する。	来所者のスマホの画面を見ながら対応した。	B
	飯能中央地区行政センター	窓口に来られた方に対し分かりやすい対応を心掛け、必要に応じて筆談や絵図、ジェスチャー等でよりよい意思疎通が図れるようにする。	窓口に来られた方に対し、分かりやすい対応を心掛けた。筆談や絵図、ジェスチャー等による接客には至らなかった。	C
	第二区地区行政センター	・障害のある方が来館した場合、障害の特性に応じた意思疎通手段（コミュニケーション支援ボード等）に配慮する。 ・行政センターだよりやホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供を行う。	・障害のある方の来館が少なかったが、必要時コミュニケーション支援ボードを活用できるように窓口に置いている。 ・行政センターだよりは見やすく、分かりやすい紙面を意識して作成した。また、ホームページを利用して事業の報告をした。	B
	精明地区行政センター	耳が不自由な方に対して、窓口での筆談やサインボード等による対応をする。	・耳が不自由な方に対して、窓口での筆談やサインボード等による対応ができるようにした。 ・講座等の情報は、ホームページを活用した情報発信を行った。	B
	双柳地区行政センター	・地区行政センターだよりを作成する際には、障害のある方にも配慮し、分かりやすい表現に努める。 ・コミュニケーション支援ボードを使用するなど、状況に応じた多様な手段で対応する。	・地区行政センターだよりを作成する際に、分かりやすい表現に努めた。 ・実際に該当する来館者は無かったが、コミュニケーション支援ボードの用意や手話通訳の案内を掲示するなど、支援体制を整えた。	B
	加治東地区行政センター	・コミュニケーション支援ボードを窓口に配架する。 ・地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を用い、誰もが分かりやすい表現をする。 ・多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。	・コミュニケーション支援ボードを窓口に配架した。 ・地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を用い、誰もが分かりやすい表現をした。 ・多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努めた。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	美杉台地区行政センター	・コミュニケーション支援ボードを分かりやすい場所に配架する。 ・地区行政センターだよりを作成する際は、簡潔な言葉を用い、誰もが分かりやすい表現をする。 ・多様な媒体（ホームページ、フェイスブックページ）からの提供に努める。	・コミュニケーション支援ボードをいつでも使用できるようにカウンターに常置した。 ・センターだよりは、わかりやすい表現で発行した。また、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信も行った。	B
	南高麗地区行政センター	障害のある方でも入手し易い方法による情報発信に努める。	窓口に手話通訳サービスのポスターを表示し、各種チラシ、ポスターを見やすいように配架・掲示した。	B
	吾野地区行政センター	・地区行政センターだよりや、その他の広報物では、簡潔な言葉の使用や、わかりやすい表現の使用に努める。 ・窓口へのコミュニケーションボードの配架を行い、必要に応じた応対を行う。	・地区行政センターだよりや事業案内について、簡潔で分かりやすい表現の使用に努めた。 ・コミュニケーションボードを窓口に配置して、必要に応じて使用できるようにした。	B
	東吾野地区行政センター	窓口対応において、障害特性に応じた親切・丁寧な対応を行う。	遠隔手話通訳の案内やコミュニケーションボードを活用し、親切・丁寧な対応を行った。	B
	原市場地区行政センター	・筆談、身振り手振り、ボディランゲージなどを用いて、様々な手段で対応する。 ・引き続き、センターだよりや事業開催のポスターなどには電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入する。	日本語が難しい方にはメールでの対応を行い、センターだよりやポスターには電話番号とメールアドレスを記載した。	B
	名栗地区行政センター	コミュニケーションボードなど活用して対応する。	コミュニケーションボードの活用や筆談等がすぐできるよう準備をした。	B
	障害福祉課	「手話言語・意思疎通条例」のリーフレットを作成し、配付する。	・リーフレットを作成し、広報はんのう12月号と同時に全戸配布を行った。また、市内小学校で出前講座を行った際に配布した。リーフレットはわかりやすい平易な表現で作成し、ルビをふったり、視覚障害者の方向けに音声コード（Uni－Voice)を付けた。 ・庁内各課にタブレット端末による意思疎通支援やコミュニケーション支援ボードの活用を呼び掛けた。 ・市外に住む聴覚に障害がある方が、飯能市に問い合わせをする際、手話を利用できるようにした。	B
14(新規)	デジタル機器や ICT を活用した情報の取得、利用			
	企画課	各種事業を実施するにあたり、ホームページやSNS等多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、電子申請制度の活用を検討する。	人権啓発講演会の開催に当たって、ホームページやX、Facebookへの配信やチラシの配布を行った。また、電話・メールのほか電子申請フォームによる申込受付を行った。	B
	庶務課	デジタル機器やＩＣＴを活用した情報の取得、利用を推進するため、オープンデータやホームページの情報更新を適正に行う。	デジタル機器やＩＣＴを活用した情報の取得、利用を推進するため、オープンデータやホームページの情報更新を適正に行った。	B
	職員課	各種申請手続きについて、電子申請での申請も可能となるよう対応する。	採用試験の応募方法について、インターネットによる電子申請と必要書類の郵送または持参での提出とした。	B
	契約検査課	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組む。	各種申請手続きについて、電子申請できるよう取り組んだ。	B
	財政課	市の予算及び決算、財政状況について「広報はんのう」及び市のホームページを活用することにより、多くの市民等に対し情報を発信する。	・「広報はんのう」９月１日号及び３月１日号にて、市の財政事情を公表した。 ・９月に市のホームページにて、市の財政事情などについて経年比較などを含めた資料を公表した。 →「広報はんのう」ではホームページ上で音声読み上げが可能であり、市のホームページ上に資料を公表することで、パソコンやスマートフォン等のデジタル機器を通じた情報の取得及び活用の促進を図った。	B
	市民税課	エルタックス、軽自動車ＯＳＳ等の電子申請システムについて、国の方針に則り、適宜対応し、手続の電子化を進める。	エルタックスや軽自動車のOSSの電子申請システムの拡充により、物理的・時間的制約の解消につながった。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	資産税課	電子申請の活用と、ホームページによる情報提供の充実を行う。	ホームページを随時更新し、充実した情報発信ができた。	B
	収税課	ペイジー口座振替受付サービスを周知していく。	ペイジー口座振替受付サービスを周知した。	B
	自治振興課	情報の発信について、市ホームページやアプリなどの活用、また利用については電子申請やメールでの受付も行う。	情報の発信について、市ホームページやアプリなどの活用、また、利用については電子申請やメールでの受付も行った。	B
	市民課	来庁せずに転出が完了するマイナポータルを利用したオンライン転出の利用を促進する。	来庁せずに転出が完了する、マイナポータルを利用したオンライン転出の利用を促進した。	B
	生活安全課	既存の紙媒体での申請と電子申請を並行して利用することができるように検討を進める。	各種申請において電子申請化を検討し、準備を進めていたが実施に至らなかった。引き続き実施に向けて整理を行う。	C
	交通政策課	飯能市乗合ワゴンの時刻表等の情報をGTFSデータリポジトリに登録・公開し、各路線検索サイトに対応できるようにする。	時刻表等の情報を引き続きGoogleMap等に掲載したほか、新たにナビタイムに対応したことにより、情報取得の手段を増やすことができた。	B
	市民会館	市HPでの市民会館の催物に関する情報提供や市民会館の各種手続きについて、デジタル機器やICTの活用による利便性の向上を図ることができるか検討する。	市HPでの情報提供は視覚情報のみの対応となっている。各種手続きは来館して申込・支払をする必要があり、オンラインのみの手続き完了には対応できていない。	D
	環境緑水課	電子申請や市のホームページを活用することにより、窓口へ行くことなく手続きや情報収集ができる環境を充実させる。	・住宅用省エネ設備推進補助金を電子での受付も可能とし、窓口へ来ていただかなくても手続きが完結するようにした。 ・令和8年度から浄化槽関係の届出を電子申請できるよう準備し、申請者の負担軽減となる環境づくりを行った。	B
	クリーンセンター	ごみの受け入れ時にも使用できるよう遠隔手話サービスについて委託業者と情報を共有する。	電子申請の活用のほか、ごみの収集日などについて、イラストで分かりやすいアプリを活用するようホームページや説明会等で周知を行った。	B
	農業振興課	ホームページによる情報提供の充実を行う。	ホームページにて常に最新の情報提供を行った。	B
	森林づくり課	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるようにする。	手続や問合せ等について、メールやFAX、電子申請などを用意し、利用者が選択できるように案内した。	B
	地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。	「はんのうふくしの森マップ」サイトについて、社会福祉協議会と連携し、掲載情報を81件追加した。	B
	こども支援課	・広報はんのう、市ホームページ等で子育て教室や講座の周知を図る。 ・子育てガイドブックを、市ホームページへの掲載や冊子での配布により、市内の子育て情報を発信する。 ・地域子育て拠点（6拠点）の活動予定を掲載した「おたより」を毎月発行する。	・広報はんのう、市ホームページ、Instagram、Xにて、子育て教室や講座開催のお知らせを掲載した。 ・市ホームページに子育てガイドブックを掲載し、市内の子育て情報を発信した。 ・市ホームページに、飯能市地域子育て支援拠点（6拠点）の活動予定、開室状況、子育て情報を揚げた「おたより」を毎月掲載した。	B
	保育課	保育施設向けICT業務支援ツールであるCoDMON（コドモン）を活用し、保護者との各種連絡・情報共有を行う。	保育施設向けICT業務支援ツールであるCoDMON（コドモン）を活用し、出欠席の連絡や業務連絡など情報共有を行った。	B
	こども施設課	ホームページやSNS等多様な媒体を活用して情報を発信する。	ホームページなど多様な媒体により情報を発信した。	B
	保険年金課	・聴覚障害等のある方へは、タブレット端末を窓口で活用していく。 ・ホームページ等の周知媒体での掲載に配慮をする。	聴覚障害等のある方へは、タブレット端末等を活用して窓口対応を行った。また、ホームページ等の周知媒体での掲載に配慮した。	B
	医療管理課	ICT等を活用した医療連携システムを活用する。	マイナ保険証で対応できるシステムを活用した。	B
	保健センター	電子申請や二次元バーコードによる問い合わせや申し込みを継続する。	事業や検診の申込みについて、電話、FAXの他に電子申請での受付も行った。	B
	建設管理課	道路情報及び道路占用情報のデジタル化に取り組む。	道路占用システムのデジタル化を行った。また、道路占用の電子申請に向けた財源確保の検討を行った。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	建築課	・市営住宅入居者募集や空き家バンクについて、インターネットを活用した周知を行う。 ・GISシステムを活用し、位置指定道路情報と建築計画概要書の情報を窓口のパソコンに表示し、わかりやすく案内を行う。	・GIS上の道路情報・概要書を最新版へ更新した。 ・PC画面を活用した分かりやすい窓口案内を継続した。 ・空き家バンクの利用登録に加え、長期優良住宅の認定に伴う取下げや完了報告等のオンライン手続を開始し、利便性を向上させた。	B
	区画整理課	申請手続きについて、電子申請化の検討を行う。	申請手続きの電子化には至っていないが、引き続き検討をしていく。	B
	教育総務課	学校関係者や保護者等へ通知する際は、問合せ方法に電話番号やファクス番号、メールアドレスなど複数の情報を記載し、連絡方法に配慮する。	学校関係者へ通知する際は、問い合わせ方法に電話番号やファックス等の複数の情報を記載し、誰もが対応できるよう連絡方法に配慮した。	B
	生涯学習課	・主催事業において、広報はんのうやホームページの他、ＳＮＳや飯能アプリの活用を進め、多様な媒体からの情報提供に努める。 ・申込受付については、電子申請の活用を進める。	チラシや募集要項等の問い合わせ先に電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレスを併記する他、色彩や字体についても配慮した。また、電子申請を積極的に活用するようにした。	B
	スポーツ課	体育施設の予約について、施設の空き状況等を確認できる「公共施設予約サービス」の運営を行い、誰でも簡単に情報の取得や利用登録ができるサービスを提供する。	体育施設の予約について、「公共施設予約サービス」の運営を実施し、問題なくサービスを提供した。	B
	図書館	ホームページやＳＮＳを活用し、図書館の利用に困難のある方に、音声デイジーの貸出及び対面朗読などの障害者サービスの周知やバリアフリー対応DVD、大活字本等、各種資料の案内を行う。	・令和7年度講演会「声をつなげて～音訳が広げる読書バリアフリー～」に併せ、「飯能市音訳ボランティアひびき」から活動に関する声を集め、SNSで音訳者養成講座に関する情報とともに紹介した。 ・バリアフリー対応DVDの一覧を作成した。	B
	博物館	各種講座等の募集にあたり、デジタル機器やＩＣＴ技術を活用した申込み方法とする場合には「電子申請を利用できない方は博物館までご相談ください」という案内を明記し、個別に対応が可能なようにする。	各事業の募集時に、デジタル機器やICT技術を使用できない人に向けた申込方法を設定し、実際に電話や窓口での対応を行った。	B
	会計課	必要に応じて公金収納デジタル化（QRコード）での納付を進めていく。	公金収納デジタル化の取り組みについて情報収集し、開始に向けた準備を行うことができた。	B
	議会総務課	「市議会だより」の音声データ（声の議会だより）を市ホームページ上で公開する。	市議会だよりの音声データをホームページ上に公開した。	B
	監査委員事務局	資料作成に必要な情報について、データによる提出も支障のない範囲で可能とする。	決算等に係る資料について、データによる提出を可能とする方針を定めた。	B
	水道業務課	水道の使用開始や中止などについて電子申請での対応を行う。	水道の使用開始や中止などについて、電子申請での対応を行った。	B
	水道工務課	ホームページでの各種申請手続や制度の情報提供、また、漏水による緊急断水の情報提供を行う。	各種申請書のダウンロード、指定給水装置工事事業者一覧をホームページ上で公開した。	B
	精明地区行政センター	電子申請を活用した公民館事業の申込受付を実施する。	主催事業では、電子申請による参加申込をできるようにした。	B
	双柳地区行政センター	・各種講座などの申込を、電子申請等の多様な方法で行う。 ・情報提供に際して多様な媒体（ホームページ、フェイスブック等）の活用に努める。	・共催事業の申込みを、二次元コードで行えるようにした。 ・情報提供に際して、ホームページやフェイスブックで発信を行った。	C
	加治東地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請を加える。	講座の申込み方法に電子申請を加えた。	B
	美杉台地区行政センター	各種講座等の申込み方法に電子申請も加える。	主催事業では参加申込方法に電子申請システムも活用した。	B
	吾野地区行政センター	紙媒体による広報のほか、ホームページやフェイスブック等、多様な媒体から広報を行う。	紙媒体のほかホームページ等の多様な媒体から広報を行った。	B
	東吾野地区行政センター	事業への申込において、メールやＦＡＸ、電子申請など多様な方法で受付を行う。	電話以外にメールやＦＡＸなどの多様な受付方法を実施した。	B
	原市場地区行政センター	講座の申込方法に、電子申請を用いる。	一部の講座申込に電子申請を用いた。	C
	名栗地区行政センター	携帯電話などの操作で困っている方のサポートをする。	携帯電話などの操作のサポート及び情報提供をした。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	障害福祉課	庁内及び公共施設で、遠隔手話サービスを提供する。関係各課にサービスの利用について周知を行う。	・遠隔手話サービス及び代理電話サービスの対象者拡大を行うにあたり、関係各課へ周知を図り円滑にサービスを導入することができた。 ・リーフレットの作成にあわせ、飯能市聴覚障害者の会の協力により手話動画を作成し、市ホームページで公開した。	B
4　意思決定支援の推進				
15(新規)　自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方等への相談支援体制の構築				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談で、自ら意思を決定をすることや表明することが困難な障害のある方には、障害福祉課やすこやか福祉相談センターなどの関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、障害の特性から配慮を要する場合は必要に応じて担当職員等に同席を求めるほか、情報共有を行いきめ細やかな対応に努めた。	B
	地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取りかかる。	重層的支援体制整備事業実施計画及び実施要綱を作成し、令和８年度から事業を開始する体制を構築した。	B
	生活福祉課	高齢者世帯、障害者世帯など意思決定支援が必要な受給者等について、関係機関と連携し個別支援を行う。	各世帯の困りごとを把握し、すこやか福祉相談センターや障害福祉課、介護支援課と連携し、個別具体的な支援を行うことができた。	B
	こども支援課	こどもや子育て家庭の方々が、安心して自ら意思決定ができるよう、丁寧に相談に対応し、わかりやすい方法で情報提供するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。	相談対応について、対象者が理解しやすいように配慮して情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り支援を行った。	B
	保健センター	個々の状況に応じて連携をとりながら個別支援を行う。	関係機関と連携し、個別支援を行った。	B
	障害福祉課	障害のある方等の意思決定に寄り添う相談支援専門員を要請するための研修会を実施する。	相談支援技術の向上を図るため、市内の相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした、多機関多職種連携研修会を開催した。	B
5　虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応				
16　障害者虐待予防の徹底				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で障害者虐待が疑われる場合などには関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、障害者虐待が疑われる場合などには関係機関と情報共有を行うなど、連携した対応に努めた。	B
	介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待を早期発見し予防に繋げる。 ・高齢者虐待防止等ネットワーク会議の開催及び高齢者虐待防止対策専門性強化事業を実施し、事例検討や個別相談を通じて虐待防止の徹底を図る。	・高齢者虐待防止対策専門性強化事業として、専門職チームへ派遣を依頼し、事例検討や高齢者虐待に関する助言、指導を受け、虐待予防に活かすことができた。 ・地域包括支援センターの社会福祉士連絡会議にいおても虐待案件について協議を行った。	B
	こども支援課	・広報はんのう、市ホームページに「児童虐待」について掲載し、広く相談や通告を呼びかける。 ・関係機関と連携し、虐待リスクのあるこどもについて、情報共有及び早期対応を図る。	・１１月の児童虐待防止推進月間には、広報はんのう、市ホームページにて児童虐待防止の啓発を行うとともに、児童相談所全国共通ダイヤル１８９（いちはやく）のポスター、チラシを市内公共施設をはじめ、関係機関に掲示を依頼した。 ・「１８９」及び「オレンジリボン（児童虐待防止のシンボルマーク）」を市民に配布し、広く周知を図った。 ・その他、市役所本庁舎、地区行政センターでは、横断幕、懸垂幕を掲出した。	B
	保健センター	関係機関や医療機関と連携し、虐待リスクのある人がいた場合、早期に情報共有し早期対応につなげる。	地区担当保健師が個別対応する中で、虐待のリスクがある家庭には早期に予防的観点を持ち対応することに努めた。	B
	障害福祉課	障害者虐待防止センターによる広報、障害福祉サービス提供事業所等への研修会や助言などの取組を充実する。	障害福祉サービス提供事業者を対象に、強度行動障害のある方の支援をテーマにした虐待防止研修会を開催した。また、障害者支援協議会の協議の場において、虐待防止センターの周知を図った。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
17 障害者虐待の早期発見・対応、養護者への支援				
	地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取りかかる。	重層的支援体制整備事業実施計画及び実施要綱を作成し、令和８年度から事業を開始する体制を構築した。	B
	生活福祉課	生活保護世帯への支援や生活困窮者自立支援事業において、虐待の予防の視点をもち個別支援する。	相談支援の中で世帯の状況を把握し、虐待等の疑義があるケースについては各関係機関と連携し、支援することができた。	B
	介護福祉課	・各地域包括支援センターや関係機関と虐待について迅速な対応、情報共有の徹底により虐待を早期発見し予防に繋げると共に素早い対応を行う。 ・各地域包括支援センターや介護保険サービス事業者などの関係機関と連携し、情報共有を徹底する。	・地域包括支援センターや介護保険サービス事業所などの関係機関と連携し、虐待の早期発見と対応に努めた。 ・介護関係者や民生委員の研修会の場においても発見、報告、防止等について周知を行った。	B
	こども支援課	・「要保護児童対策地域協議会」を中核とし、関係機関と連携のうえ、児童虐待の早期発見・対応、養護者への支援を行う。	・要保護児童の早期発見と適切な保護、また要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催して関係機関、庁内各課と情報交換、支援の内容についての協議を行った。（実務者会議奇数月６回、個別ケース検討会議偶数月６回） ・児童福祉司等による専門的な判断、指導を要するケースや一時保護が必要なケースについては、所沢児童相談所に送致した。	B
	保健センター	地区担当保健師による個別支援や保健センターで実施している各保健事業を通し、虐待の早期発見と早期対応、及び養護者への支援を行う。	地区担当保健師が個別対応する中で、虐待の疑いがあると判断した場合は、早期に関係機関と情報共有し早期対応につなげた。	B
	学校教育課	小中学校において定期的に行っている生活アンケート等を通して、早期発見に努め、関係機関との連携を図る。	小中学校において定期的に行っている生活アンケートを行い、児童生徒の理解や虐待の早期発見に努めた。	B
	障害福祉課	虐待を受けた障害のある方等の安全確保等、即時対応できる体制の確保を市内事業者と調整する。養護者支援として地域生活支援拠点事業との連動を図るようにする。	虐待による緊急安全確保が可能な障害福祉サービス事業所との調整を図るとともに、地域生活支援拠点事業所に緊急対応を依頼したケースがあった。	B
6 成年後見制度の利用促進				
18 成年後見制度の普及啓発				
	地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。	社会福協議会への財政的支援等により、法人後見事業の支援を行った。	B
	介護福祉課	・社会福祉協議会と連携し成年後見制度の利用促進、啓発及び成年後見センターの周知を行う。 ・成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。	・介護福祉課窓口や各地域包括支援センターにおいて、制度の周知を行った。 ・社会福祉協議会に成年後見支援センターを設置しており、制度に関する相談や啓発に努めた。	B
	障害福祉課	成年後見センターと協働し、普及啓発を図る。	障害者団体及び家族会との協働により、家族支援事業を実施し、障害のある方及び家族向けの啓発活動を実施した。（再掲）	B
19 成年後見制度の利用促進				
	地域福祉課	社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援する。	社会福協議会への財政的支援等により、法人後見事業の支援を行った。	B
	介護福祉課	・成年後見推進事業委託として、これまでに市民後見人の養成講座に参加した方々を対象にフォローアップ講座を開催する。 ・成年後見制度利用促進審議会において、当市の取組について協議する。	・成年後見推進事業委託として、市民後見人の養成講座に参加した方々を対象にフォローアップ研修を実施した。 ・成年後見制度利用促進審議会を開催し、利用促進等について協議を行った。	B
	障害福祉課	成年後見制度利用支援事業の拡大に伴う情報提供を各機関に行い、制度利用を促進する。	成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し、助成対象者の拡大を図るとともに、市が支援すべき対象者を明確にした。 ※市長申し立て以外の報酬助成と申立費用の助成を開始	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
3 地域の相談支援体制と生活支援の充実				
1 包括的相談支援体制の充実				
20（重点） 基幹相談支援センターの機能強化				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、必要に応じて健康推進部や福祉部等の関係機関と情報共有を行い、連携した対応に努めた。	B
	介護福祉課	・市、地域包括支援センター、関係機関の地域の情報の共有化を図り、市民等の相談対応に活かす。 ・地域包括支援センター等が行う相談業務は、専門職種によるチームアプローチを基本とし、専門的な立場からの様々な相談に対応する。 ・医療、保健、福祉等の関係者とのネットワークを通じて、適切なサービス利用の促進に努める。	・地域包括支援センターでは、専門職を配置し、適切なサービス利用や総合相談体制の充実を図ることができた。 ・すこやか福祉相談センターとともに相談体制の連携を行うことにより、重層的な支援に繋げることができた。	B
	保健センター	個々の状況に応じて連携をとりながら個別支援を行う。	福祉サービスの提供等で、必要時、連携を取りながら個別支援を行った。	B
	障害福祉課	基幹相談支援センターに配置する職員が相談支援従事者研修を受講し、基幹相談支援センターの機能強化を行う。	担当職員2名が相談支援従事者初任者研修を受講し、相談支援専門員資格を取得した。	B
21（重点） 包括的な相談支援体制の構築				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、必要に応じて健康推進部や福祉部等の関係機関と情報共有を行い、連携した対応に努めた。	B
	地域福祉課	重層支援体制整備事業への移行準備事業に着手し、体制構築に向けた検討・準備に取りかかる。	重層的支援体制整備事業実施計画及び実施要綱を作成し、令和８年度から事業を開始する体制を構築した。	B
	生活福祉課	地域福祉計画庁内推進会議・作業部会に参加し検討を行う。	地域福祉計画庁内推進会議・作業部会に参加し検討を行った。	B
	介護福祉課	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談業務においては、すこやか福祉相談センターと連携し、高齢者と障害者を包括的に支援する相談窓口体制とする。	地域包括支援センターでは、すこやか福祉相談センター、保健センターとともに高齢者や障害者など、包括的な支援体制を構築し、誰もが安心した暮らしが送れるよう、専門職を配置した総合相談体制の充実を図ることができた。	B
	保健センター	相談支援を円滑に行うための研修会等を実施し、地域の支援者への支援を行うとともに、包括的な相談支援体制構築に向けて地域課題を抽出する。	地域の関係機関が集まった研修会を実施した。	B
	第二区地区行政センター	・社会福祉協議会等関係機関と連携し、「まちの保健室」の開催に協力する。 ・地域住民が相談に来た時は、関係機関に繋ぐようにする。	・「まちの保健室」の開催時（月1回12回/年）には、会場に出向き、設営等や周知に協力した。 ・地域住民から相談があった時は、必要時関係機関につなげることができた。	B
	障害福祉課	包括的相談支援体制の本格的実施に向けて、庁内連絡会議に参画していく。	重層的支援体制整備事業のプレ会議に、基幹相談支援センター担当職員、重層的支援体制整備事業実施計画策定に向けた庁内会議に担当職員が出席し、包括的相談支援体制の本格実施に向け協議した。	B
22 相談窓口の連携				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、必要に応じて健康推進部や福祉部等の関係機関と情報共有を行い、連携した対応に努めた。	B
	地域福祉課	総合相談窓口の整備の方向性を研究・検討する。	・既存の総合相談窓口を顕在化させ、「みんココ」としてリニューアルした。 ・総合相談窓口のための職員研修として、「つながる『ふくし』ミーティング」を開催し、37名の参加があった。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	生活福祉課	関係機関と連携を円滑に行い、支援体制の充実を図る。	相談の中で困りごとの内容を精査し、各関係機関に円滑につなげることでができた。	B
	介護福祉課	市民からの情報や地域の課題など、関係機関と情報を共有し、連携体制の強化を図る。	地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター、保健センターと重層的な相談体制の連携を行った。	B
	こども支援課	こども家庭センターの機能を活かし、各相談窓口との連携を強化する。	・障害のある児童やその保護者からの相談に対し、障害福祉課及び保健センターの庁内関係課とともに、すこやか福祉相談センター、光の家療育センター及び障害福祉サービス提供事業所等の関係する相談機関等と連携し個々のケースに対応した。 ・連携強化のため、障害者支援協議会障害児支援・教育との連携部会に参加し、当事者家族や関係機関との情報共有や意見交換を行った。	B
	保育課	・保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育施設入所等の相談・助言を行う。 ・保育施設に、地域担当保育士を配置し、地域の子育て相談を行う。	・保育コンシェルジュにより、保育施設入所等の相談・助言を保育課窓口で615件行った。 ・山手、富士見、加治東保育所に地域担当保育士を配置し、地域の子育て相談を実施した。	B
	保健センター	精神保健相談やひきこもり相談窓口として周知を図り、関係機関に保健センターの役割や強みの理解を促す。	ホームページ等に相談窓口を周知した。また、各関係機関と研修会を実施し、お互いの役割や強みを理解することに努めた。	B
	富士見地区行政センター	来所者の相談内容を聞き、内容に応じた適切な窓口(担当課)へつなぐ。	来所者の相談内容を聞き、内容に応じた適切な窓口（担当課）へつないだ。	B
	障害福祉課	・基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター、すこやか福祉相談センター、障害者就労支援センターなど様々な関係機関が参画する研修会を開催し、相談機関の連携強化を図る。 ・8050世帯支援に限らず複合世帯への支援について介護支援専門員協議会と相談支援連絡会・庁内関係各課と共催で研修会を開催する。	介護支援専門員協議会、相談支援連絡会、保健センターと連携した多機関多職種研修会において、更なる連携を推進するため、子ども支援担当者も出席し、全世代型の多機関多職種研修を開催した。	B
2　一人ひとりのニーズに応じた支援の充実				
23　ケースマネジメントの手法による相談支援				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関とケースカンファレンスをし、対応する。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、複合的な支援が必要なケースが発生した場合、関係機関とケースカンファレンスを実施し、支援を行った。	B
	生活福祉課	研修等を通じて、ケースマネジメントの手法を学び支援の充実を図る。	研修に参加し、習得したケースマネジメントを実践し、実際の支援に活かした。	B
	こども支援課	相談支援の質の向上に向けた、研修会や定例カンファレンスを実施する。	・相談支援の質の向上に向けて、年間2回専門性を高めるための研修会を実施した。 ・毎週、担当内でケースカンファレンスを実施し、ケースの見立てや支援の方向性について確認しながら支援を行った。	B
	保健センター	保健師の担当地区をすこやか福祉相談センターのエリアと重なるように分け、ニーズに応じた相談支援を行う。	保健師の担当地区をすこやか福祉相談センターのエリアごとに分け、相談支援を実施した。	B
	障害福祉課	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催し、ケースマネジメント手法の推進を図る。	介護支援専門員協議会、相談支援連絡会、保健センターと連携し、多機関多職種研修会を開催した。研修の手法にケースマネジメント・ストレングスモデル・リカバリーの視点を導入した研修機会とした。	B
24　障害特性等に配慮したきめ細かな生活支援				

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	自治振興課	・女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。 ・外国人に対しては外国人相談の中で関係機関につなぐ働きをする。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談において、障害の特性から配慮を要する場合は必要に応じて担当職員等に同席を求めるほか、情報共有を行いきめ細やかな対応に努めた。	B
	自治振興課	・女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて関係機関と連携し、対応する。 ・外国人に対しては外国人相談の中で関係機関につなぐ働きをする。	外国人に対して、外国人相談の中で関係機関を紹介し、つなぐ働きをした。	B
	こども支援課	障害や特性等に配慮した、こども・子育て支援を行う。	相談者の障害や特性を配慮して、相談に応じるとともに、関係機関と連携し個々のケースに対応した。	B
	保育課	保育施設において、障害特性等に応じて保育士を加配して支援する。	公立保育所において28名の加配保育士を配置し、支援した。	B
	保健センター	各種保健事業の実施にあたり障害に配慮する。	事業を実施する際は、個々のニーズに極力合わせ、障害に配慮した運営に努めた。	B
	障害福祉課	障害者相談員、ピアサポート相談員による相談会を実施する。	聴覚障害者相談会を及び知的障害・発達障害家族による家族相談会をそれぞれ月１回開催した。	B
3　当事者による支援の充実				
25　ピアサポート活動の支援				
	介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、当事者同士の交流や人とのつながりが図れる集いの場として、認知症カフェ（ひだまりカフェ）の運営を支援を行う。	認知症の当事者やその家族を支援する、認知症カフェ（ひだまりカフェ）の運営に対する支援を行った。	B
	保健センター	はんのう酒害相談会、かたくりの会を実施し、当事者同士での情報交換をできるようにすると同時に、癒され、活力を得る場となるようにする。	当該事業を実施することで、当事者同士の情報交換や癒しの場になった。	B
	障害福祉課	埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進につながるよう研修情報を周知する。また、日常業務の中においてもピアサポーターの役割等周知する。	ピアサポートグループみなくる倶楽部に、埼玉県等が実施するピアサポーター養成研修への参加促進につながるよう研修情報を周知した。	B
26　家族支援及び家族会活動への支援の充実				
	介護福祉課	認知症の人やその家族への支援を目的に、認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりや介護負担の軽減を図り相談を行える場である、認知症の人の家族交流の場（ひだまりのつどい）に対する運営を支援を行う。	認知症の当事者やその家族を支援する、認知症の人の家族交流の場（ひだまりのつどい）の運営に対する支援を行った。	B
	保健センター	関係機関と連携し、精神障害者の退院支援・退院後の在宅支援を行う。	関係機関と連携し、精神障害のある方の退院支援・その後の在宅支援を行った。	B
	障害福祉課	家族向けの研修会や障害者支援協議会への参画を行い、家族の思いを反映させた施策の策定のための協議を進める。	「親ある今だから学びたい成年後見」をテーマに、家族支援事業を実施した。	B
4　障害福祉制度の周知・情報提供				
27　障害福祉サービス等に関する制度の周知				
	障害福祉課	・広報はんのう、ホームページ、障害福祉の手引きにより、障害福祉サービスの内容について誰でもわかりやすく伝えることができるよう取り組む	・広報はんのうにはサービスの実施時期に合わせて記事を掲載し、ホームページ、障害福祉の手引きについては制度の変更に合わせて随時改正を行った。 ・リーフレットの全戸配布による福祉サービスの紹介を行った（再掲）。 ・緊急財政対策に伴い廃止、休止、縮小することとなった事業については、ホームページで広く周知するとともに、対象者には個別案内を行うなど、きめ細かな対応を行った。	B
5　地域生活を支える支援の充実				
28　法定サービスの提供体制の確保				

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	介護福祉課	一つの事業所において、高齢者と障害者（児）がサービスを受けられるよう、「共生型サービス」を介護保険事業所に周知し、提供体制の確保に努める。	事業において、共生型サービスを受けられるよう連携し、提供体制の確保に努めた。	B
	障害福祉課	・相談支援事業所に集団指導及び実地調査を行う。 ・新規開設を希望する事業者に対し、市の計画に沿った意見書を添付する。	・市内に事業所の開設を希望された事業者に対し、内容を丁寧に聞き取り、「飯能市障害福祉計画」、「飯能市障害児福祉計画」を踏まえた上で、県に意見書を提出した。その結果、短期入所事業１か所、保育所等訪問支援事業１か所、生活介護事業１か所が事業を開始した。 ・国、県から発信された情報を、市内の事業者に適切に情報提供を行った。 ・飯能市指定特定相談支援事業者等指導実施要領及び飯能市指定特定相談支援事業者等監査実施要領を作成し、9月に市内相談支援事業所に集団指導を実施し、3か所の相談支援事業所に実地調査を行った。また、集団指導の結果及び実地調査の結果については、次年度の集団指導や実地調査に反映できるよう取りまとめを行った。 ※その他　第7期障害福祉計画（Ｒ７実施計画）を参照	A
29	地域生活支援事業の充実			
	障害福祉課	移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業の充実を図る。障害のある方の多様なニーズに対応するため、市内外問わず事業実施可能な法人に働きかけを行う。	・移動支援事業及び日中一時支援事業について、新規の事業所登録に向けて、希望する事業所に案内を行った。重心児の受け入れが可能な事業所にも案内をした。移動支援事業について、新規登録を行った。 ・日中一時支援事業については、近年利用者が増え経費が増加していたが、利用者及び事業者の協力を得て単価を見直し、持続可能なものとなるよう取り組んだ。 ・その他、地域生活支援事業のうち、社会福祉協議会行う事業については、担当者と綿密に打ち合わせを行い、福祉スポーツ大会、手話通訳養成講座など事業の内容の見直しや拡充を行った。	B
30	サービス提供にかかる支援の質の向上			
	障害福祉課	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を開催し、多機関協働を推進する。	相談支援連絡会とケアマネ協議会の合同研修会を、ストレングスモデルとケアマネジメントを共通ワードにして開催した。また、保健師、子育て支援担当ケースワーカーも参加し、包括ケアの構築が推進された。	B
31	地域生活支援拠点（面的整備）の機能強化			
	障害福祉課	飯能市障害者支援協議会により運営課題を検討する。更に、課題を抽出後に審議会にて拠点事業の評価を受けるようにする。	相談支援連絡会において、拠点事例の説明及び課題について協議を行った。	B
6　暮らしの場・居住支援の充実				
32(新規)	居住支援の仕組みづくり			
	生活福祉課	関係機関と連絡し、居住支援の仕組みづくりの検討を行う。	居住サポート住宅の制度を用いて、居住支援の仕組みづくりを行った。	B
	障害福祉課	居住サポート事業について、直営実施するかも含めてを実施先を検討する。	庁内担当課にて住宅確保要配慮者居住支援について協議を行い、居住サポート事業の周知を行った。	B
33	施設入所が必要な人への支援			
	生活福祉課	関係機関と連携し、円滑に施設入所ができるように支援を行う。	居所喪失の相談があった場合、県内のNPO法人と連携し、入所させることができた。	B
	障害福祉課	相談支援事業所等と連携し、入所希望者のニーズを抽出し、埼玉県障害者支援課施設支援担当と適切な入所調整を行う。	個別相談の中で、入所希望者に関する調整を埼玉県に提出し、入所が必要な障害のある方の支援を実施した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
4 共に学び育つ保育・療育・教育の充実				
1 インクルーシブな保育の推進・インクルーシブ教育の推進に向けた基盤の整備				
34（重点）	共に育つ保育・幼児期教育			
	保育課	・保育施設において、加配保育士を配置し、障害児を受け入れる。 ・つぼみ園との交流保育等を実施し、幼少期より触れ合う機会を作る。	・公立保育所において28名の加配保育士を配置し、48名の配慮の必要なこどもを受け入れた。 ・つぼみ園児2名が公立保育所体験を利用し、延べ10回の体験を通じ、交流を行った。	B
	障害福祉課	保育所巡回の実施、また、障害児担当者会議に参加し、児童の障害・それに関わる保育所職員の悩み等の相談業務を行う。	7か所の保育所にて巡回訪問を計7回実施（相談児童数32名）した。また、障害児担当者会議（年2回開催）にて障害の認識や関わり・普段の生活の中での困りごと等、保育所職員の相談対応を行った。	B
35	小・中学校における相互理解の促進及び共同学習			
	学校教育課	学びの改革を進めると共に、誰一人取り残さない共同学習の推進を図る。	各小中学校の学校訪問を行い、学びの改革を進めるとともに、誰一人取り残さない共同学習の推進を図った。	B
	障害福祉課	障害児支援・教育との連携部会において学校における共同学習について協議し課題を抽出する。	自立支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）を5回/年開催し、地域における障害児支援について協議を行い地域課題を抽出した。共同学習についての協議には至らなかった。	C
36(新規)	放課後児童クラブによる障害のあるこどもの受入れ			
	こども施設課	・障害のあるこどもを受け入れて支援員等の加配を行う放課後児童クラブに対し補助金を交付し、受け入れ体制の充実を図る。 ・研修会の実施や情報提供を行うことで、放課後児童クラブ職員の障害理解の促進を図る。	・障害のあるこども（年間延べ675人）を受け入れ、支援員等の加配を行った放課後児童クラブに対し委託料を交付した。 ・障害に関する研修の情報提供を行い、知識の向上や理解の促進を図った。	B
	障害福祉課	障害児支援・教育との連携部会において放課後児童クラブをテーマに協議し課題を抽出する。	自立支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）を5回/年開催し、地域における障害児支援について協議を行い地域課題を抽出した。放課後児童クラブについての協議には至らなかった。	C
37	放課後等デイサービスの充実			
	障害福祉課	日中一時支援事業について、制度の見直しに向けて検討し、放課後等デイサービスの充実を図る。	単価の見直し等を行い、要綱の改正や事業所及び利用者への周知等を実施した。また、日中一時を多く利用している利用者が放課後等デイサービスを利用できるよう、事業所に延長支援加算の該当となるよう検討を呼びかけた。	B
38（重点）	児童発達支援センターの設置			
	保健センター	乳幼児健診や既存の事業、個別支援を通して、親子のニーズや地域課題を把握する。	乳幼児健診や既存の事業から、地区担当保健師が個別の相談に対応した。	B
	障害福祉課	児童発達支援センターに係る財源を確認し、センターの構想案について障害児支援・教育との連携部会と協議を行う。	児童発達支援センターの設置については、桶川市への視察を行い、また障害児支援・教育との連携部会の意見を踏まえ課内での検討を行った。	C
39	保護者や兄弟姉妹への支援			
	こども支援課	・公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。 ・公認心理師・臨床心理士、子育て支援総合コーディネーター、保育士による子育てに関する相談を実施する。	・公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを、利用者の相談の内容に応じて実施した。 ・公認心理師・臨床心理士、子育て支援総合コーディネーター、保育士が子育てに関する相談に対応した。相談内容によって、関係機関と連携して支援を行った。	B
	保健センター	個別の相談にて保護者の困り事を聞き取り保護者や兄弟姉妹への相談を行う。	地区担当保健師が個別の相談に対応し、兄弟姉妹への支援を行った。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	障害福祉課	・行事への家族参加・父親の療育参加への促進。家庭、兄弟児等の相談対応について関係機関との協力体制を整える。また、発達障害について専門職による保護者向け学習会を開催する。 ・相談支援では、電話相談（随時）・相談通園（1人月に1回の頻度）・保健センター業務すくすく教室に参加し、相談対応を行う。	・保護者向けに発達障害理解の学習会を開催し、計15名の保護者が参加した。（参加人数：理学療法学習会7名、言語聴覚学習会8名）。年に3回の面談を実施。その他随時、家族やきょうだい児支援を行った。運動会、夏祭り等の園行事には家族きょうだい児の参加を促した。年2回の親子登園では父親が参加（1回目19名・2回目13名参加）し、療育内容を理解していただいたほか、困りごとの相談支援を行った。 ・電話、見学、相談通園等での相談対応は44件。 ・保健センター主催のすくすく教室では保護者の相談対応を行った。	B
40 医療的ケアを要するこども等への支援				
	保育課	保育施設における医療的ケア児の受入について検討し、体制整備を行う。	保育施設における医療的ケア児の受け入れを検討するための「医療的ケア児受入審査会」を設置し、受入ガイドラインの一部改正、看護師の雇用等による受入体制の整備を継続した。	B
	保健センター	関係機関と連携して、個別支援を行う。	関係機関と連携し、必要時、地区担当保健師が個別に訪問等を実施した。	B
	障害福祉課	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者を増やし、医療的ケアを要する障害児の地域支援体制を整備する。	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を3名が修了し、全体で4名配置することができた。	A
41 こどもの成長に応じた支援				
	こども支援課	・地域子育て支援拠点において、月齢、年齢に応じた子育て教室や講座、講師を招いた講演会を開催する。 ・子育てや発達に関する相談は、関係課と連携してこどもと保護者に寄り添った支援を実施する。	・地域子育て支援拠点において、月齢、年齢に応じた子育て教室や講座、講師を招いた講演会を開催した。 ・子育てや発達に関する相談は、関係課と連携して、こどもと保護者に寄り添った支援を行った。 ・月に1回、こども支援地域ネットワーク会議を開催し、情報共有を行い、相談内容によって関係機関と連携して支援を行った。	B
	保健センター	乳幼児健診やその他母子保健事業を通して発育発達を確認し、必要な支援を行う。	乳幼児健診や身体計測会等で、発育発達を確認し、地区担当保健師が個別に支援を行った。	B
	障害福祉課	・つぼみ園職員が必要な研修に参加し、障害に対しての知識を深めていく。また個々の発達に合わせた個別支援計画を作成し協議を行う。併用先・訓練等の関係機関への見学など計画し意見交換する中で、児童の発達の状況・課題などの共有をはかる。 ・児童の特性に合った就学先につながるよう、就学説明会の実施・特別支援学校・支援級への見学を計画し実施する。	・職員が虐待防止研修、自閉症支援研修、苦情解決研修、事業所実践セミナー等、療育に係る研修に参加し知識を深めていった。また、訓練先の見学や、個別支援計画を作成し、関係機関を招いての個別支援会議の中で、児童についての課題の確認・情報共有を行うことができた。 ・4,5歳児の保護者向けに就学説明会（教育センター職員に依頼）を開催した。6か所の支援級に12組の保護者、特別支援学校に4組の保護者が参加し、相談にのりながら児童に合った就学先を選ぶことができた。	B
3 特別支援教育・教育環境の充実				
42 学習支援体制の整備・充実				
	障害福祉課	障害児支援・教育との連携部会において学校における学習支援体制について協議し課題を抽出する。	自立支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）を5回/年開催し、地域における障害児支援について協議を行い地域課題を抽出した。学習支援体制についての協議には至らなかった。	C
43 交流の充実				
	障害福祉課	障害児支援・教育との連携部会において学校における交流について協議し課題を抽出する。	自立支援協議会（障害児支援・教育との連携部会）を5回/年開催し、地域における障害児支援について協議を行い地域課題を抽出した。交流の充実についての協議には至らなかった。	C

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
44 学校施設のバリアフリー化の推進				
	教育総務課	・学校の優先駐車場の設置やトイレ、階段等（昇降口も含む）を改修する際はバリアフリー化を図る。	学校からの要望を受けて、階段へ新たな手摺りを設置した。（加治中学校）	B
5 保健・医療の充実				
1 健康づくりの推進				
45 誰もが必要な健診等を受けられる保健事業の充				
	介護福祉課	後期高齢者の保健と介護の一体的実施に於いて、健診未受診者への戸別訪問を行う。	健診未受診者への戸別訪問を行った。	B
	保育課	保育施設において、定期的な内科・歯科健診を実施する。	春季及び秋季の２回、内科・歯科検診を実施した。	B
	保険年金課	・国民健康保険に加入中の４０歳～７４歳の方、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、１年度に１回、無料で、（特定）健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。 ・チラシやホームページ、広報等で周知を図り普及啓発に取り組む。	国民健康保険の特定健康診査、後期高齢者医療制度の健康診査を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防した。	B
	保健センター	乳幼児健診や、既存事業、地域診断を通して、地域課題や、ニーズを把握する。	一部の地域で地区診断を実施し、地域課題やニーズを把握した。	B
46 障害のあるこどもの早期支援・療育事業の充実				
	こども支援課	関係機関と連携し、こどもと保護者に寄り添った支援を行い、必要に応じて専門相談や療育に繋ぐ。	・障害のある児童やその保護者からの相談に対し、関係機関と連携し個々のケースに対応した。 ・連携強化のため、障害者支援協議会障害児支援・教育との連携部会に参加し、当事者家族や関係機関との情報共有や意見交換を行った。	B
	保育課	保育施設において、発達支援巡回を実施し、幼少期より早期支援や療育の必要性について検討を行う。	保育施設において、発達支援巡回を３０回実施し、幼少期より早期支援や療育の必要性について検討を行った。	A
	保健センター	はんのうキッズすくすくクラブを実施し、早期支援を実施する。	はんのうキッズすくすくクラブを通して発達を確認し、地区担当保健師が適切な支援先につなげた。	B
	障害福祉課	障害のあるこどもの相談機関として、すこやか福祉相談センターの周知を図るとともに保健センターや教育センターと連携を図り必要な支援につなげる。	すこやか福祉相談センターや保健センター、教育センターの相談から障害福祉サービス受給者証の申請に繋がる等、早期の支援と療育が実施できている。	B
2 こころの健康づくりの推進				
47 こころの健康の維持と増進				
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、積極的にアウトリーチ活動を行う。	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において支援を行った。	B
	保健センター	こころの健康づくりの集いを実施し、普及啓発活動を行う。	「音楽療法～音楽の癒し効果について～」というテーマで啓発講演会を行った。	B
	障害福祉課	精神保健を基本とした多機関多職種による相談支援を実施するとともに、多機関多職種ネットワークを構築する。	・多機関多職種による訪問支援事業を実施し、山間部に居住する精神障害のある人の生活支援を、ＮＰＯ法人あおーらに業務委託し実施した。 ・障害者支援協議会精神保健福祉部会にて、アルコール当事者会の方に講義いただき、アルコール健康障害に関する理解促進を図った。	B
48 生きることの包括的な支援（自殺対策事業）の充実				
	保健センター	・自殺対策協議会を通して、救急医療や地域医療、地域保健等との連携体制の構築に努める。 ・各種事業を通して自殺対策の推進を行う。	・自殺対策協議会を開催した。 ・児童生徒へのSOSの出し方に関する教育等の事業を行った。	B
	障害福祉課	個別ケースにおける自殺対策及び、事業として専門職の資質向上に向けた研修会を開催する。	介護支援専門員協議会、相談支援連絡会、保健センターと連携し、多機関多職種研修会を開催した。ケース検討の中に自殺対策の視点も含めて実施した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
3　医療機関への受診に係る支援				
49　自立支援医療制度の周知				
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうと連携し、自立支援医療制度を周知する。必要な方がいつでも制度を利用できるよう、内容についても理解を深める。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうと連携し、自立支援医療制度を周知した。また、必要な方がいつでも制度を利用できるよう、内容についても理解を深めた。	B
	医療管理課	受診時及び訪問看護の際、対象者へ制度について説明し、手続きできるよう案内する。	自立支援医療について説明し、利用可能な人には利用を案内した。	B
	保健センター	必要時、自立支援医療制度の紹介を行う。	地区担当保健師が、必要時、相談者に情報提供を行った。	B
	障害福祉課	当該制度を継続的に周知するため、ホームページや手引き等に制度内容を掲載する。	当該制度について、ホームページや障害者福祉の手引きに制度内容を掲載し、周知を図った。	B
50　身近な医療機関への受診支援				
	医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターにおいて、外来患者の送迎サービスを実施する。訪問看護は状況により同行受診や電話や紙面での情報提供行う。	年間を通して定期的に訪問診療を実施した。また、必要な利用者には同行受診を行った。	B
	保健センター	医療機関を紹介するなど医療機関への受診が必要な方へ受診勧奨行う。	地区担当保健師が、医療機関への受診が必要な方へ受診勧奨を行った。	B
	障害福祉課	令和７年度開設した一般小児科、発達外来の医療機関については、西部地域療育センターの機能も併せて、市民に混乱が生じないよう確認しながら地域連携を行う。	障害児通所支援受給者証の申請に必要な意見書や、医療機関の受診先についての情報が正しく周知され、必要な人は受診につながるなど地域連携が図られた。	B
51　精神疾患が疑われる人や精神科医療を中断している人等への訪問支援				
	医療管理課	訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、在宅生活を支援するとともに、関係機関と連携し、受診につながるよう支援する。	受診の必要な人には受診同行を行った。	B
	保健センター	関係機関と連携し、医療機関受診等の必要な支援を提供する。	保健所等と連携し、医療中断者へ地区担当保健師が訪問等を実施した。	B
	障害福祉課	多機関多職種による訪問支援を実施し、必要な方には医療導入に向けた対話や生活支援を行う。	多機関多職種による訪問支援、保健所職員との医療中断者への訪問等を行い、適切な医療へのアクセスが行われるよう支援した。	B
4　医療機関等と連携した地域移行・定着支援				
52（重点）　精神科医療機関等との連携				
	医療管理課	・各診療所及び訪問看護ステーションにおいて、専門の医療機関へ紹介するとともに、情報を共有する。 ・必要に応じて、対象者に関わる専門職によるカンファレンス等にも参加して、関係機関と連携を図り支援する。	診療所で検査等の対応ができない患者に対し、受入れ可能な医療機関を紹介し、紹介先の医療機関と情報共有を行った。また、必要に応じて、対象者を交え関係者が集まってカンファレンスを行った。	B
	保健センター	関係医療機関と連携し、退院支援を行う。	病院等と連携し、退院前カンファレンスを行うなどの退院支援を実施した。	B
	障害福祉課	精神科医療機関、保健所、指定一般相談支援事業所、ピアサポートグループ等との連携により退院支援を実施する。	精神科医療機関、指定一般相談支援事業者と連携し、地域移行支援事業を活用したケースの選定を行った。	B
53　地域移行後の定着支援				
	介護福祉課	・医療機関や地域包括支援センターと連携し、地域移行後の情報共有を行い必要であれば支援に繋げていく。 ・多職種連携座談会飯能・日高ワールドカフェや在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、地域移行後の支援内容について協議する機会を設ける。	・医療機関や地域包括支援センターと連携した。 ・地域移行後の情報共有を行い、必要であれば支援に繋げ、多職種連携座談会飯能・日高ワールドカフェや在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、地域移行後の支援内容について協議する機会を設けた。	B
	医療管理課	各診療所による訪問診療等及び訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、病状の安定を図るとともに、関係機関との連携により地域移行後の生活を支援する。	訪問看護を提供することにより、より自立した生活ができるようになっている。	B
	保健センター	定着支援として、ひきこもりのつどいなどを検討する。	ひきこもり支援として、居場所づくりの事業に参加した。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	障害福祉課	・ピアサポートグループ等との連携により、退院後の地域定着に向けて訪問支援を実施する。 ・市内指定特定相談支援事業所に指定一般相談事業（地域定着支援）の実施に向けて働きかけを行う。	退院後の地域定着支援を、保健所、保健センター等の支援機関とともに実施した。併せて、多機関多職種による訪問支援により、地域定着を図った。	B
5　難病患者等への支援				
54(新規)	難病等に関する正しい理解の促進			
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
	医療管理課	対象者及び家族等に、難病指定医や難病指定医療機関の情報等を提供・紹介する。	対象者に対して、症状と疾病との関係性について説明を行った。	C
	保健センター	必要に応じて地区担当保健師が個別の相談を実施する。	地区担当保健師が、個別の相談に対応した。	B
	障害福祉課	難病を含む多様な障害特性の理解を図るため、リーフレットを作成し、市民の障害理解の推進を図る。	難病等のこどもをもつ親の会等の照会やリーフレットの配架を行った。	B
55(新規)	難病患者等及びその他心身の機能に障害のある方へのニーズに応じた在宅生活への支援			
	介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行った。	B
	医療管理課	各診療所による訪問診療等の実施に加え、東吾野医療介護センターの通所リハビリ、訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、生活機能の維持向上に向けて支援する。	進行性の難病で生活レベルを維持するため、関係機関と連携しサービスの調整を行った。	B
	保健センター	地区担当保健師が本人や家族の思いに寄り添い、相談や必要な機関へつなぎ、その後の継続支援を行う。	地区担当保健師が本人や家族の思いに寄り添い、保健所などの必要な機関へつなぎ、継続的な支援を実施した。	B
	障害福祉課	相談支援専門員と訪問看護の連携を進め、障害福祉サービスを活用した個別支援の充実を図る。	山間部のケースへの精神科訪問看護の導入や、虐待事案等の権利擁護支援を要するケースへの訪問看護を実施した。	B
56	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実			
	医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションは、患者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と情報共有を図り、支援する。	保健センターやすこやか福祉相談センター、医療機関の相談室、計画相談支援事業所等と連携しながら支援を行った。	B
	保健センター	地区担当保健師が寄り添い、必要な相談機関へ繋ぎ、継続的な支援を行う。	関係機関と連携し、必要時、地区担当保健師が受診に同行するなどの援助を実施した。	B
	障害福祉課	狭山保健所主催の難病対策地域協議会に出席し、個別防災避難計画の策定を中心に難病患者で医療的ケア児者の支援を行う。	狭山保健所主催の難病対策地域協議会に出席し、医師や他市職員と情報交換を行った。	B
6　高次脳機能障害のある方への支援				
57	高次脳機能障害に関する正しい理解の促進			
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
	医療管理課	対象者及び家族等に専門機関等を紹介するとともに、必要に応じて診療や訪問看護を行う。	高次機能障害の症状のある方に訪問看護を行った。	B
	保健センター	本人・家族が障害を受容していけることを目的に、かたくりの会を実施する。	言語リハビリ教室を実施した。	B
	障害福祉課	高次脳機能障害を含む多様な障害特性の理解を図るため、リーフレットを作成し、市民の障害理解の推進を図る。市主催事業等において、パネル展示等を行い、市民への啓発を図る。	手話言語・意思疎通条例に関する啓発リーフレットに、高次脳機能障害の特性等を掲載した。作成したリーフレットを活用し、市内の小学生への総合授業にて福祉教育を行った。	B
58	ニーズに応じた個別支援の充実			

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	介護福祉課	地域包括支援センターやすこやか福祉相談センター、在宅医療連携拠点はんのうなど、関係機関と連携し、在宅生活への支援を行う。	関係機関と連携し、在宅生活への支援を行った。	B
	医療管理課	各診療所による診療等の実施に加え、訪問看護ステーションによる訪問看護を実施し、生活機能の維持向上に向けて支援する。	生活機能の維持向上のため、生活支援サービスの調整を行った。	B
	保健センター	地区担当保健師が個別の相談を実施する。	言語リハビリ教室に来所が困難な方やそのご家族には、地区担当保健師が個別に対応した。	B
	障害福祉課	埼玉県高次脳機能障害者支援センターにアドバイザー派遣を依頼し、相談支援の研修等の場に参画いただけるよう依頼する。	高次脳機能障害者支援センターとの協働に向けた検討を、協議会の中で行った。	B
59(新規)	高次脳機能障害のある方の参加の場の確保			
	地域福祉課	市民が地域資源を手軽に見ることができるよう、関係機関と連携し、情報サイトの運営を行う。	「はんのうふくしの森マップ」サイトについて、社会福祉協議会と連携し、掲載情報を81件追加した。	B
	医療管理課	診療や訪問看護において、対象者や家族のニーズを把握し、必要に応じて関係機関と連携し、活動の場が広がるよう支援する。	高齢者の高次機能障害の方にサービス調整を行った。	B
	保健センター	失語症の集いの場としてかたくりの会を実施する。	言語リハビリ教室を実施した。	B
	障害福祉課	高次脳機能障害のある方が安心して地域参加できるように、障害福祉サービス提供事業所や医療機関と引き続き情報共有の実施や、周知等を行う。	・家族支援事業として、高次脳機能障害・発達障害・知的障害等の障害のある人の家族を対象に、学習会を開催した。 ・高次脳機能障害のある方によるパフォーマンスを行うことで、障害の啓発を図った。また、地域活動支援センターでのピアサポート活動にも参画していただいた。	B
60	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実			
	医療管理課	各診療所及び訪問看護ステーションは、対象者に対して適切な医療が提供できるよう、専門的な医療機関や相談機関と連携し情報共有を図る。	主治医に対して報告書の提出や、必要に応じて直接指示を仰いだ。	B
	保健センター	地区担当保健師が関係機関、医療機関と連携を取る。	地区担当保健師が関係機関や医療機関との連携をとり、支援の充実を図った。	B
	障害福祉課	相談支援連絡会の場に埼玉県高次脳機能障害者支援センターにアドバイザー派遣を依頼する。	高次脳機能障害者支援センターとの協働に向けた検討を、相談支援連絡会の中で行った。	B
7　発達障害のある方への支援				
61	発達障害に関する正しい理解の促進			
	生活福祉課	研修等を通じ、理解の促進に取り組む。	研修を実施し、発達障害に対する考え方や視点を確認することができた。	B
	介護福祉課	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解の促進を行う。	総合相談業務において、在宅医療連携拠点はんのうなど関係機関と連携し、難病に関する正しい理解を促進した。	B
	保育課	・埼玉県が主催する発達支援ﾏﾈｰｼﾞｬｰ研修等を保育士が受講する。 ・公立保育所において、発達障害に関する研修会を開催する。	・埼玉県が主催する発達支援マネージャー研修等を保育士17名が受講した。 ・公立保育所主催による、発達障害に関する研修会を2回開催し、106名が受講した。	B
	保健センター	乳幼児健診にて心身障害の早期発見と保健指導を実施する。	乳幼児健診にて、発達障害の早期発見と正しい理解を促すための保健指導を実施した。	B
	学校教育課	各小中学校において、特別支援学級における理解教育の推進を図る。	各小中学校において、特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校における理解教育を進めた。	B
	障害福祉課	発達障害を含む多様な障害特性の理解を図るため、リーフレットを作成し、市民の障害理解の推進を図る。	障害特性に応じた支援についてリーフレットを作成し、事業実施の際に啓発を行った。	B
62	発達障害のある方の自尊心を高める関わりや生きやすくなる社会づくり			

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	生活福祉課	関係機関と連携し、自尊心が高められる関わり作りに取り組む。	発達障害のある方の支援について、関係機関と連携し、適切な決定を支援することができた。	B
	こども支援課	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを実施する。	公認心理師・臨床心理士によるペアレントトレーニングを、利用者の相談の内容に応じて実施した。	B
	保健センター	地区担当保健師が親の障害受容に寄り添い、児の発育発達に関する相談や必要な療育へつなぎ、その後の継続支援を行う。	地区の担当保健師が親の障害受容に寄り添い、児の発育発達に関する相談を伺い、継続支援を行った。	B
	障害福祉課	当事者や家族団体当の声やニーズに応じた社会資源の開発・発展を障害者支援協議会や日常の相談支援で検討する。	障害者支援協議会の精神保健福祉部会を中心に、発達障害のある方の体験発表の場として、精神保健福祉フォーラムを開催した。	B
63	専門的な医療機関や相談機関等との連携による支援の充実			
	生活福祉課	医療機関や相談機関等との連携による支援の充実を図る。	支援を行う上で医療機関や各相談支援機関の意見を伺い、援助方針に反映することができた。	B
	保育課	保健センター、子育て総合センター等と連携し、支援を行う。	公立私立保育施設で実施した巡回相談時に、保健センター保健師が同行した。	B
	保健センター	地区担当保健師が発達の教室や専門機関、療育機関の紹介を行うとともに、継続的支援を行う。	専門機関や療育機関の紹介を行い、継続的に支援を行った。	B
	障害福祉課	日常的な情報共有や連携を継続して行い、必要に応じて埼玉県発達障害者支援センターまほろばに早期助言をもらい、ニーズに適した支援体制を構築する。	発達障害のある方の個別支援として、日常的な情報共有や連携を埼玉県発達障害者支援センターまほろばと行った。	B
6 多様な就労への支援				
1 就労機会の確保・職場開拓・雇用促進				
64	就労支援体制の強化			
	産業振興課	障害者雇用を検討している企業に対して、飯能市障害者就労支援センターの協力を得て情報提供を行う。	相談のあった企業に、飯能市障害者就労支援センターの情報を提供した。	C
	障害福祉課	障害者支援協議会就労支援部会により、地域の就労支援体制の強化に向けて協議する。	・障害者就労支援協議会の就労支援部会を隔月に開催し、地域就労支援体制の推進を図った。 ・市外の就労選択支援事業所の利用に繋げた。	B
65	職場開拓・雇用促進に向けた支援			
	障害福祉課	就労支援センター事業として、市内の企業とともに就労支援に関する研修会を開催する。	市民活動支援センターにて特別支援学校の在校生及び保護者向け研修会を開催するとともに、令和8年度に就労支援ガイダンスを市内企業と実施するための具体的な協議を行い、準備態勢を整えた。	B
66	多様な働き方の保障			
	産業振興課	内職求人の紹介により、多様な働き方の支援に取り組む。	市ＨＰ及び窓口で内職求人情報を紹介した。	B
	障害福祉課	ソーシャルファーム実施事業所へのヒアリングを実施する。	当該事業を実施する法人の担当者に状況を確認した。	B
2 働き続けるための支援				
67	就労の定着に向けた支援・職場環境の調整			
	障害福祉課	就労支援センターによる定着支援、職場環境調整を実施する。	職場定着支援を1501件実施し、障害のある方の就労定着の取組を実施した。	B
68	経済的自立に向けた支援			
	森林づくり課	障害者福祉施設に対し、全国林業後継者大会来場者へ渡す品物と西川材おもちゃ贈呈事業の発注を行う。	障害者福祉施設に対し、全国林業後継者大会来場者用カッティングボード400個、飯能市在住新生児用西川材積み木セット360個を発注した。	B
	障害福祉課	障害者優先調達法による方針を策定し、各課所室の発注を促進する。 障害者支援協議会就労支援部会において、障害者雇用の推進や、通所事業所の賃金向上について協議を進める。	令和7年度は11,130,255円の調達額となり、過去最高額となった。一方、令和8年度は緊急財政対策の影響もあり、調達見込み額が前年度比△4,000,000円となる見込み。	B
69	障害福祉サービス提供事業所（就労系）の取組への支援			

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	維持公園課	障害者就労支援施設２団体と公園清掃の委託契約を締結し、週１回の園内清掃を実施して清潔で快適な公園となるように取り組む。	障害者就労支援施設２団体による週１回の園内清掃を実施し、清潔で快適な公園を維持することができた。	B
	障害福祉課	工賃向上を図るため市内企業からの業務発注依頼について就労系事業所とのマッチングを行う。	民間企業からの発注については、障害者就労支援センターが介入し、市内事業所とのマッチングを行った。	B
7 文化芸術活動、スポーツ、余暇・レクリエーション活動への支援				
1 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動、生涯学習の充実				
70(新規) 文化芸術活動に取り組む障害のある方等の活動支援				
	自治振興課	・市民活動センターにて、障害者や高齢者施設利用者の作品展示「アールブリュット展」を開催し、障害のある方等の文化芸術活動を支援する。 ・情報発信の際は、紙媒体だけでなく市のホームページなど電子媒体も活用し、多くの人に情報をお伝えすることができるように配慮する。	・令和８年２月１３日から３月８日にかけて、市民活動センターにて「ひな飾り＆第１５回アールブリュット展」を開催し、市内の障害者施設や介護施設を利用している方から出展していただいた。 ・広報はんのうやポスター、チラシ、ホームページ、インスタグラムなど、様々な媒体によって情報発信した。	B
	生涯学習課	主催事業において、障害者の参加に対して適切に対応できるように準備し、障害のある方も参加できることを周知する。	・飯能市少年の主張大会や成人式、郷土芸能フェスティバル等のイベントにおいて、手話通訳の派遣を依頼した。 ・車椅子やベビーカーなどでの来場者に、適切に対応できるように準備を行い対応した。	B
	富士見地区行政センター	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ施設の貸し出しをする。	手話サークルと聴覚障害者の会へ施設の貸し出しを行った。	B
	第二区地区行政センター	文化芸術活動を行っている障害のある方に、地区文化祭に出品してもらうよう周知する。	障害のあるなしに関わらず出品できるように、行政センターだよりで周知した。	C
	美杉台地区行政センター	地区文化祭（作品展示会）の開催時には、個人出品募集にあたりセンターだよりで広く周知し、電子申請でも受け付ける。	地区文化祭（作品展示会）の個人出品募集案内はセンターだよりで広く周知し、電子申請でも受け付けたところ、電子申請で4名の申込みがあった。	B
	名栗地区行政センター	福祉施設に地区文化祭への参加を呼びかけ交流する。	地区文化祭で、太行路に利用者の作品展示を呼びかけ、９日間展示した。また、入所者にも見学に来てもらった。	B
	障害福祉課	文化芸術活動に取り組む障害のある方たちの活動支援及び市民との交流機会の場を設けるよう事業を行う。	市内在住で、文化芸術活動に取り組む障害のある方を対象に作品を募集し、市民活動センターでふれあいアート展を開催し、障害がある方たちの活動支援と市民との交流の機会を提供した。	B
71 スポーツに取り組む障害のある方等の活動支援				
	スポーツ課	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、障害のある方のウオーキングをサポートするために、飯能市手話サークルによる手話案内を実施する。	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、飯能市手話サークルによる手話案内を実施し、聴覚障害のある参加者に対して、大会参加のサポートを行った。	B
	第二区地区行政センター	地区スポーツ協会と協力し、障害のある方が参加できる事業を計画し、周知する。	グラウンド・ゴルフ大会(地区スポーツ協会主催）やカーレット大会（利用団体主催）を共催で実施した。行政センターだよりとチラシを作成し周知した。	B
	加治東地区行政センター	加治スポーツ協会と連携して、障害のある方等も参加できる各種事業を開催する。	加治スポーツ協会と連携して、加治地区一周駅伝に障害のある方に参加してもらうことができた。	B
	美杉台地区行政センター	幅広い分野の講座実施を検討し、障害のある方も参加できるよう配慮する。	社会福祉協議会と連携し、パラスポーツ（フライングディスク）の体験会を開催した。また、加治地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催した。	B
	吾野地区行政センター	スポーツ協会等と連携して、吾野地区体育祭や各種事業を行う。	吾野スポーツ協会と共催して、障害のある方も参加しやすい種目（モルック）の普及活動及び大会を実施した。	B
	名栗地区行政センター	小学校と地区との合同運動会において誰もが参加しやすいプログラム設定を検討するよう主催団体に働きかける。	幼児から高齢者、障害のある方でも参加できるプログラムを提案した。	C
	障害福祉課	パラスポーツに関する協議会で優秀な成績を収めたアスリートを表彰受賞者としての推薦を行う。	優秀な成績を収めたパラスポーツアスリートについて表彰受賞者として推薦し、受賞に結びついた。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
72 福祉スポーツ大会等の開催				
	スポーツ課	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、障害のある方も楽しめる「のんびりウオーク」（5キロコース）を実施する。	飯能新緑ツーデーマーチにおいて、大川学園のサポートの下「のんびりウオーク」（5キロコース）を実施した。	B
	障害福祉課	飯能市社会福祉協議会と連携し、福祉スポーツ大会を開催する。障害のある方がスポーツを通じ、ボランティアや地域の方とともに楽しみ、交流することを図る。	体験種目を新たに2種目追加した。中でも、パン食い競争で使用したパンは市内就労継続支援B型事業所で作成依頼し、障害者優先調達の促進につなげた。	A
73 余暇・レクリエーション活動の充実				
	生涯学習課	障害の有無に関わらず、生涯学習活動を発表する機会を提供し、様々な団体同士の交流を促進する	市民美術展や文化祭、『文藝飯能』への投稿の参加等、作品の出品機会の情報提供等を積極的に行った。文藝飯能においては、図書館展示を行い情報提供した。また、作品投稿も電子申請を活用し、障害のある方にとっても更に参加しやすい環境を整えている。	B
	富士見地区行政センター	障害のある方を含む団体及び障害者支援団体へ施設の貸し出しをする。	手話サークルと聴覚障害者の会へ施設の貸し出しを行った。	B
	美杉台地区行政センター	加治地区スポーツ協会等と連携して各種事業を開催する。	加治地区スポーツ協会等と連携してウオーキング事業を開催した。	B
	南高麗地区行政センター	地区スポーツ協会と連携し、障害のある方も楽しめ参加できる大会等の企画に取り組む。	３月１日（日）に第２回南高麗オープンモルック大会を実施し、１１４人の参加があった。	A
	吾野地区行政センター	公民館活動（サークル・グループ活動）において、バリアフリーである吾野地区行政センターの貸館を行い、活動の支援を行う。	一部の主催事業において、バリアフリー設計となっている吾野地区行政センターを会場として実施した。	B
	原市場地区行政センター	地区のスポーツ協会と連携し、スポーツ活動を通じて地域住民と交流を図る。	定期的にイベントを開催した。	B
	障害福祉課	障害福祉サービス提供事業所が、余暇・レクリエーション活動を実施できるよう情報提供を継続して行う。また、必要であれば、余暇活動などの実施がない障害福祉サービス提供事業所に個別で助言等を実施する。	障害福祉サービス提供事業所が、余暇・レクリエーション活動をできるよう情報提供を行った。	B
2 地域活動支援センターの充実				
74 地域活動支援センターによる余暇・レクリエーション活動に関する支援の充実				
	障害福祉課	利用者の声を最大限取り入れた活動を実施するため、毎月の情報共有に加え、新しい取り組みをする際は事前に検討し、利用者の主体性を育む。	地域活動支援センターにて、レクリエーション活動のミーティング等を実施し、利用者の方々が希望する余暇活動に取り組むことができた。	B
8 安心・安全で住みよいまちづくりの推進				
1 防災対策・災害時支援体制の充実				
75（重点） 障害特性に配慮した防災対策の推進				
	防災危機管理室	・災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時要援護者リストの登録者の募集を行う。 ・個別支援計画の作成に取り組み、必要な支援体制の構築に取り組む。	・自主防災組織会長宛に、災害時要援護者リストの更新についての登録及び更新について通知を行った。 ・自主防災組織等から提出のあった災害時要援護者の新規登録・内容変更・削除の申請に基づき処理を行い、作成した災害時要援護者リスト、個別支援計画書兼避難行動支援者登録書等を自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者と情報共有を行った。	B
	自治振興課	自治会連合会の会議等の機会において障害のある方が地域防災訓練に参加しやすい環境づくりや障害のある方に配慮した防災対策について呼びかけを行う。	自治会連合会の研修会や自治会ハンドブックを通して、防災訓練や誰もが安心して暮らせる地域づくりについて情報提供した。	B
	地域福祉課	民生委員・児童委員との連携により、災害時要援護者プランの普及・啓発を行う。	防災危機管理室より災害時要援護者リストの提供をいただき、援護が必要な世帯の把握を行った。	B

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	介護福祉課	・福祉避難所に指定されている施設の現状を把握し、関係機関と連携しながら、福祉避難所開設に伴う模擬訓練を実施する。 ・福祉避難所における、感染症の感染防止等の対応も含めた検討を行う。	福祉避難所に指定されている施設に対して、市と合同で避難所開設訓練を実施した。	B
	保健センター	関係機関と連携を取りながら、日頃から個別支援を行う。	地区担当保健師が配慮が必要な方を把握し、各関係機関と連携して個別に支援した。	B
	精明地区行政センター	地震災害訓練において、障害特性に配慮した対策を検討する。	地震災害訓練において、障害特性に配慮した内容は盛り込めなかったが、自主防災会で学習会を開催して勉強の場を設けた。	C
	美杉台地区行政センター	保育所、児童館、地区行政センターの３施設で、障害のある方も想定した避難方法を検討する。	保育所、児童館、地区行政センター３館で訓練内容を検討した。訓練は実施したが、具体的に障害のある方に配慮した内容は盛り込めなかった。	C
	吾野地区行政センター	・吾野地区の避難所である地区行政センター等における支援物資等の確認を行う。 ・障害特性に配慮した避難所の設営・運営について検討を行う。	・自主防災組織の防災訓練等に対し、関係機関との連絡や会場の提供を行った。 ・吾野地区行政センターや旧吾野小学校の防災備蓄品を確認し、避難所の設営について情報共有を行った。	B
	原市場地区行政センター	施設内の段差など、改善すべき点を確認する。	施設内の改善点にカラーコーンを置くなどして対応した。	C
	名栗地区行政センター	安全に避難行動がとれるよう自治会（自主防災）と協力しながら防災訓練を行う。	安全に避難行動がとれるよう自治会（自主防災）と協力しながら防災訓練を行った。	B
	障害福祉課	医療的ケア児者の個別避難計画の策定の支援を、狭山保健所や計画相談員等と連携して行う。	狭山保健所等と連携し、医療的ケア者の個別避難計画を1件策定し、支援者と共に発電機と蓄電池を用いた停電時訓練を実施した。	B
76	避難所機能の充実及び避難生活への支援			
	防災危機管理室	・現地対策班員向けに避難所開設訓練を行い、避難者の状況に応じた対応を推進する。 ・福祉避難所との連携を強化し、災害時の受入や運営についての調整を行う。	・「市民・避難班」及び「現地対策本部」職員を対象に、障害のある方を含めた多様な方へ配慮できるよう避難所開設訓練を行った。 ・介護老人保健施設、地域福祉課、障害福祉課、地域福祉課と合同で福祉避難所開設訓練を実施した。	B
	自治振興課	地域の自主防災組織、危機管理室と連携した研修会に引き続き参加し、障害のある方の特性に配慮した避難所運営の方法を習得する。	避難所開設訓練に参加し、多様な避難者への配慮を含めた避難所開設・運営方法を習得した。	B
	保健センター	災害発生時等に関係機関と速やかな連絡及び情報共有をするための連絡体制を維持・確認する。	飯能地区医師会、飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会、飯能市柔道整復師会と、災害発生時等の連絡体制を確認した。また、地区医師会・自治会と連携して災害時医療救護所設置訓練を実施した。	B
	飯能中央地区行政センター	障害特性に応じた避難所運営の方法を確立する。	地域の団体と共催し、防災講座や避難所運営ゲームＨＵＧ等を実施したが、障害特性に配慮した避難所運営を確立するまでには至らなかった。	C
	第二区地区行政センター	障害のある方に配慮し、優先的に避難所内スペースを確保すると共に、声かけを行う。	障害のある方に配慮し、優先的に避難所内スペースを確保すると共に、声かけを行うなど、避難者を受け入れる準備を整えていたが、災害がなかったため、避難所を開設することはなかった。	B
	精明地区行政センター	自主防災会における会議等において支援の検討を行う。	自主防災会における会議等において支援の検討を行った。引き続き検討していく。	C
	双柳地区行政センター	障害の特性に応じた避難所運営のため、物資等の確認や運営方法の検討を行う。	障害の特性に応じた避難所運営のため、物資等の確認や運営方法について検討を行った。令和８年度からは自主防災組織が自治会から独立し専門知識を有する者が加わるため、より具体的な検討が行われるものと考える。	C

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	美杉台地区行政センター	現地対策班員も含めて、障害のある方も安心して避難できる環境づくりを検討する。	令和７年度においては具体的な取組はできなかった。	D
	南高麗地区行政センター	障害のある方でも戸惑うことなく利用できるように、避難所運営の体制を整える。	緊急時の自主避難所開設に備え防災危機管理室と連携し、備品（エアーベッド及び簡易パッケージトイレ他）を常備した。	B
	名栗地区行政センター	避難所となる地区行政センターにおいて、安心して避難してもらえるよう体制を整える。	車イスの点検や備蓄品の確認等、いつでも対応できるよう体制を整えた。	B
	障害福祉課	・障害者管理台帳から、GIS（地図情報）にデータを抽出できるよう準備する。 ・市の土砂災害避難訓練、福祉避難所開設訓練に参加する。 ・災害時の支援に資する仕組みの構築について調査を行う。	・障害者管理台帳から、GIS（地図情報）にデータを抽出できるよう準備をした。 ・障害福祉課にて災害時に発電機を用いて対応できるよう訓練した。	B
2　防犯体制の強化				
77　犯罪や消費生活トラブルの未然防止				
	自治振興課	犯罪に関しては女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて警察と連携をする。また、必要に応じて消費生活相談につなげる。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターで受けた相談において、必要に応じて関係機関への情報提供を行った。	B
	生活安全課	・特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 ・年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。 ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、ＨＰ等で具体的な事例を用いて注意喚起する。	・埼玉県警察、飯能警察署と連携し、防犯講座を20回（高齢者対象16回、保育所対象4回）開催した。 ・年金支給日に合わせた街頭キャンペーンなどを6回実施し、防犯意識の向上を図った。 ・消費生活相談員による出前講座を2回実施したほか、広報やHPに問題のある事例を紹介し、注意喚起を行った。	B
	生活福祉課	面接や家庭訪問を通じて、犯罪や消費生活トラブルの未然防止に取り組む。	定期的な家庭訪問を行い、生活環境の把握を行うことで、個別で抱えている問題を発見し、支援することができた。	B
	保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。	地区担当保健師が各関係機関と連携をとり、支援・見守りを実施した。	B
78　障害のある女性等の犯罪被害の未然防止				
	自治振興課	女性相談や配偶者暴力相談支援センターでの相談の中で必要に応じて警察と連携をする。	女性相談や配偶者暴力相談支援センターで受けた相談において、必要に応じて関係機関への情報提供を行った。	B
	生活安全課	・特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、警察と連携して高齢者を中心とした「防犯講座」を開催する。 ・年金の支給日に啓発のキャンペーンを実施する。 ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活教室を実施する。また、広報、ＨＰ等で具体的な事例を用いて注意喚起する。	・埼玉県警察、飯能警察署と連携し、防犯講座を20回（高齢者対象16回、保育所対象4回）開催した。 ・年金支給日に合わせた街頭キャンペーンなどを6回実施し、防犯意識の向上を図った。 ・消費生活相談員による出前講座を2回実施したほか、広報やHPに問題のある事例を紹介し、注意喚起を行った。	B
	生活福祉課	面接や家庭訪問を通じて、犯罪被害の未然防止に取り組む。	定期的な家庭訪問を行い、生活環境の把握を行うことで、個別で抱えている問題を発見し、適切な相談支援機関につなげることができた。	B
	保健センター	必要に応じて各関係機関と連携・情報共有を行いながら支援・見守りを行う。	地区担当保健師が各関係機関と連携をとり、支援・見守りを実施した。	B
	富士見地区行政センター	施設の多目的トイレ等を定期的に見まわる。	施設の多目的トイレ等を定期的に見まわった。	B
	障害福祉課	関係課が当該啓発事業を実施できるよう働きかけを行う。	市民への啓発は行っていないが、個別対応として、犯罪被害を受けるリスクがある方の支援を実施し、被害を未然に防いだ。	C
3　住みよいまちづくりの推進				
79(新規)　バリアフリー化の推進				

基本目標・施策・取組	担当課	令和７年度取組	令和７年度実績	自己評価
	交通政策課	飯能市公共交通マップの配布、ホームページ公開により公共交通の乗車案内の情報提供を行う。 飯能市乗合ワゴン利用における車いす対応を継続して行う。	・令和7年度版公共交通マップの作成・配布及びホームページの更新を行い、誰でも使いやすい公共交通の情報提供を行った。 ・乗合ワゴン利用における車いす対応を継続して実施しているが、令和7年度の利用実績は無かった。	B
	観光・エコツーリズム課	維持管理している観光公衆トイレ等の公共施設に設置する案内やマナー啓発等の提示物について、ピクトグラムやイラスト等のユニバーサルデザインに考慮し、多くの人が利用しやすい施設にする。	観光公衆トイレに男女標記のピクトグラム等を設置した。	B
	介護福祉課	住み慣れた家を暮らしやすい環境にするため、住宅改修費支給や介護予防住宅改修費支給などにより段差の解消など改修によるバリアフリーを推進する。	住宅改修において、手すりの取り付けや段差の解消など、暮らしやすい環境を整備するための改修を行い、バリアフリーを推進した。	B
	道路建設課	市道1-5号線（下加治・平松）　歩道のバリアフリー化を推進する。	・市道1-5号線（下加治・平松）では、各地区で１件ずつ工事を実施し、事業完了へ向けて進捗させることができた。	B
	街路整備課	・久下六道線整備においてバリアフリー化を推進する。 ・道路整備に向けた幅杭設置等を実施する。	久下六道線では、工事実施に向けた測量、鑑定評価、物件調査等を実施し、事業を進捗させることができた。	B
	区画整理課	バリアフリーに対応した構造にて歩道を整備する。	歩道整備工事において、バリアフリー対応の構造を採用した。	B
	原市場地区行政センター	施設内の段差など、改善すべき点を確認する。	施設内の改善点にカラーコーンを置くなどして対応した。	C
	名栗地区行政センター	駐車スペースやスロープ、トイレ等の使用に支障をきたさないよう、日常的に確認を行う。	車イスの通路にタイルの剥がれが判明したため、通行止めの措置をした。	C
	障害福祉課	関係各課がバリアフリー化の推進を実践できるよう助言していく。	新たな施設の設置や事業の開始に伴い、バリアフリーの視点を持った対応をしてもらうよう各課に働きかけた。	B
80	交通環境の向上			
	生活安全課	関係団体及び関係機関の協力を得て、交通安全運動期間中などに、街頭キャンペーンを実施するほか、交通安全施設の整備や自転車駐車場の維持管理、放置自転車の撤去等を実施し、安心・安全な交通環境の整備を行う。	・交通安全期間中において、関係団体等の街頭キャンペーンを12回実施したほか、交通安全施設の維持管理や、自治会からの要望に基づく新規設置を実施した。引き続き安全な交通環境を整備していく。	B
	交通政策課	バス停へのベンチ設置等により、待合環境の整備を行う。	令和7年度は新規の設置要望がなかったため、既存ベンチ等の維持に努めた。	B
	建設管理課	道路環境を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路パトロール（月2回・2班体制）を実施し、また、必要な箇所の維持・修繕等を行い交通環境の向上に努める。	道路環境を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路パトロール（月2回・2班体制）を実施した。また、必要な箇所の維持・修繕等を行った。	B
	道路建設課	・市道1-5号線（下加治・平松）の危険箇所・渋滞箇所を改良する。 ・市道5-6号線の狭あいな道路を拡幅する。	・市道1-5号線（下加治・平松）では、各地区で１件ずつ工事を実施し、事業完了へ向けて進捗させることができた。 ・市道5-6号線では、１件の工事を実施し、道路拡幅を完了することができた。	B
	区画整理課	計画道路の整備を推進する。	道路整備を進めるとともに、狭あいな路線を改善するための用地測量や補償等を行った。	B
	障害福祉課	福祉有償運送の事業継続に向けた事業所支援を実施する。	福祉有償運送の事業継続を支援するため、入間西地区福祉有償運送市町共同運営協議会における申請手続き等の事業者支援を実施した。	B
81(新規)	安心して暮らせる居住の支援			
	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業等、住宅確保給付金制度により必要な方への住宅確保を図る。	生活困窮者自立支援制度を活用し、必要な支援を行うことができた。	B
	障害福祉課	個別ケースを居住支援法人や、住宅セーフティーネット事業者に繋いでいく。	住宅セーフティネット事業者に住居の相談を行った。	B